

関東学院大学
高等教育研究・開発センター
年 報

第9号



関東学院大学 高等教育研究・開発センター

関東学院大学版 FD の定義

2017年12月20日
高等教育研究・開発センター

本学の教育目的は、キリスト教に基づく建学の精神と校訓「人になれ 奉仕せよ」¹⁾のもと、全学の教育理念・教育方針と目標・使命および各学部の方針と目標等を実現することにある。この目的を踏まえ、本学における Faculty Development (FD) とは、教員と職員が協働して学生一人ひとりの成長と真摯に向き合い、以下に示す主体・対象・方法のもと、自発的かつ組織的に不断の努力をすることと定める。

1. FD の主体：各学部を主体とし、全学組織（館・部・センター等）がこれを支援する。
2. FD の対象：①3つのポリシー²⁾ およびカリキュラムの体系、②授業力向上に関わる事項全般、③学生の学習動機・意欲の向上のための諸施策、④教育の充実に資する研究および社会貢献活動。
3. FD の方法：上記に掲げた「FD の対象」について、改善のための諸施策の立案と実行、妥当性・適切性の検証、更なる改善の推進を、必要に応じて学生の協力を得つつ実施する。

上記の定義のもと、本学に所属するすべての教員と職員は協働し、大学において教育に携わる者としての学識と矜持をもって、FD を責務として継続的に実行するものとする。

以上

1) 関東学院大学の建学の精神

<https://univ.kanto-gakuin.ac.jp/about-university/the-spirit-of-the-founding.html>

2) 関東学院大学の3つのポリシー

<https://univ.kanto-gakuin.ac.jp/about-university/univ-3policy.html>

目 次

研究論文

大学の内部質保証体制における IR の役割 小湊 卓夫.....	5
ジェンダーロールと神の国 富田 茂美.....	21

研究実績報告

富田 茂美.....	43
------------	----

高等教育研究・開発センター活動報告、記録

2022年度 高等教育研究・開発センター 事業報告	49
高等教育研究・開発センター員会議開催記録.....	50
教育実践力向上セミナー開催記録.....	59
高等教育研究・開発センター構成員.....	60
高等教育研究・開発センター規程.....	61

研究論文

大学の内部質保証体制における IR の役割

小湊卓夫

1. はじめに

日本の高等教育機関にとって共通課題とされているものは多いが、特に教育面において近年よく指摘される課題として、内部質保証システムの構築と、教学マネジメント体制の整備が挙げられる。

内部質保証システムの構築という観点は、認証評価の第三サイクルにおいて、強く求められている観点である。大学の質（特に教育）を保証するために、教職員の資質向上（FD/SD）や学生、卒業生、企業等のステークホルダーからの意見聴取等に基づいて自己点検・評価を実施することは、認証評価が始まる当初から求められていたものであったが、それに加え、教育改善のための手続きや方法を定め、組織的に継続的な改善が行える体制になっているのかといった観点がより強調されてきている。

また教学マネジメントに関しても、これまで大学内部で教学経営は行われてきたが、高等教育が大衆化し大学教育の質が変容してきているという指摘を受けても、それに対し十分に説得的な説明ができていない状況がある。そのうえで改めて内部質保証システムの構築とも併せ、学生が何をどこまで学んでいるのか、そして大学自らが立てた教育目標を保証するためにどのように教学経営を行っているのかという観点がより強く求められている状況にある。

さらに Institutional Research（以下 IR と略す）機能が大学のマネジメントに求められるようになって久しい。しかしそれを十分に活用し改善を推し進めることができていない大学はいまだ少ない。IR の担当者を決定し、IR 室を作ってみたものの、どのように活動を行えばよいのかと悩む担当者や大学も少なくないのである。

内部質保証システムと教学マネジメントは強い関係性、表裏一体の関係性があるため、切り離して議論することが難しい。またそれらを学内組織にどのように定着させ機能させるのかという観点は今後ますます強く求められる傾向にある。

このように大学が抱える課題は様々な側面で指摘することはできるものの、自らの目標に向かって活動を行い、課題を把握し、継続的に改善していく組織運営の在り方が問われていると考えられる。

そこで、本稿では内部質保証（あるいは教学マネジメント）において何が求められているのか、そしてそれを機能させるために IR がどのように関わっていくことが必要なのかという観点から考察を深めていくこととする。

2. 教育の質をどのようにとらえるのか

本稿で取りあげる内部質保証と教学マネジメントにおいて共通する要因として教育の質という観点がある。しかし教育の質を分析することは非常に困難を伴うものである。どのように教育の質をとらえればよいのであろうか。

質そのものについては多義的側面があることに注意が必要である。林（2018）は質保証研究において提示されてきた質に関する分類概念の整理を進める中で、多様な分類概念のなかにあっても Harvey and Green（1993）の五分類が基礎になっており、多くの分類概念はその派生形態であることが多いことを指摘している。その五分類とは1. 非凡さ（exceptional）、2. 完全性（perfection）、3. 目的適合性（fitness for purpose）、4. 資金に見合う価値（value for money）、5. 変容（transformation）である。このような質の分類において、内部質保証における質概念は大学の目的を出発点とすることから目的適合性と整合することを指摘しつつも、育成する能力は非凡さに、育成する人材像に基づいた学生の育成が行われる教育プロセスに関しては完全性が、活動の実績やコストとの関連は資金に見合う価値が、そして学生の変容やそのための教育は変容の分類がそれぞれ当てはまると指摘している。

これは質が高等教育のステークホルダーによって捉え方が異なってくることを意味するであろう。具体的には、政府の立場からは定められた期間に多くの学生が求められる水準に達し学位を得て卒業するという、効率性の観点から資金に見合う価値を重視しがちであり、企業は学生の獲得した知識・技能・態度といった非凡さに関心を持つ。学生は個人の成長と社会的地位を得るといった教育プログラムの完全性や目的適合性に期待を持ち、教員は良質な学習環境と学問的訓練に重きを置き、学生の変容で質を捉えようとする傾向があるととらえることも可能であろう。いずれにせよ、このような多義的側面を有する質を計測し大学内で共有する活動は困難が付きまとうものである。近年日本の高等教育機関においても IR がその中心的な役割を果たすことが期待されてはいるものの、学生へのアセスメントを中心にデータを集計・分析する傾向が強いこともあり、その結果の解釈にも多くの困難が付きまとうこととなる¹。

大学教育の中にあって、教育の質保証という用語が使われることもある。質そのものが多義的側面を有していることに言及したが、ここでの質には二つの理解が存在する。

まず、教育内容や学習成果が目指す水準に達しているかどうかという観点から教育の質（基準）の中身を理解しようというものである。これは特に教員の議論の中で出てくる捉

1 データ計測に関し、その尺度は直接指標と間接指標の二種類が存在する。この区別は学生の学びを直接的に示すのか間接的に示すのかでなされる。よく誤解されることであるが GPA はこの場合間接指標となる。学生を対象にした調査（アセスメント）は代表的な間接指標である。直接指標としては共通テストや資格試験の結果、ルーブリック分析等が挙げられる。

え方である。個々の授業であれば、シラバス上に記載された到達目標に沿って評価をすることで質保証ができるが、これが教育プログラムや学位プログラム単位²となると難易度が上がる。最終的な到達目標はディプロマポリシーで表現されているが、授業の到達目標と比べ抽象度が高い表現となることが多く、また個々の授業の履修の結果として、ディプロマポリシーへの到達度を客観的に測ることが困難だからである。その困難を少しでも回避するためにカリキュラムマップの作成がなされるのであるが、これはいったん作成すれば終わりというわけではない。教員の判断や時代の要請によって各々の授業の到達目標が変化するだけでなく、目標への到達を図る基準の理解が教員によって異なることを回避できないからである。そうするとカリキュラムマップにおける各々の授業の到達目標の達成によって、ディプロマポリシーの内容に十分に到達できるという確証は揺らぎ、カリキュラムマップが形骸化する。そのため米国の一部の大学では定期的カリキュラムマップを見直し、同一分野の科目を担当する教員間で判断基準の調整を行っている³。また学生調査を主体に学習成果を可視化する動きが近年盛んになっているが、学習成果を直接問うものは少なく、調査対象者の主観的判断をよりどころとして間接的に計測しているに過ぎない。そのため求める能力等がどの程度身についたかは明確にならないことが多い。

質のもう一つの理解は、全学的な観点から質を保証するための仕組みづくりを重視するという理解である。いわゆる内部質保証という考え方であり、質そのものがどういったものかを直接的に扱うわけではい。教学マネジメントに近い考え方であり、計画を立案（カリキュラムと時間割）し、それに沿って実施（授業）し、アセスメントを中心に現状把握と課題抽出を行い、状況に合わせて課題を解決していくという、いわゆるPDCAサイクルのようなものを継続的に動かしていくことで、多義的側面を有する質を維持・向上させるプロセスを構築するという考え方である。これによって大学の教育研究活動に対する信頼を高めていくことに焦点をあてた理解と言える。この点については次節で再度扱う。

3. 日本の大学の内部質保証をどうとらえるのか

日本では大学教育の質について外部から保証をするための設置認可制度と認証評価制度が運用されている。日本の高等教育機関は、大学設置の段階で、まず文部科学省の設置認可を受けなければならない。その際の判断基準となるのが、大学設置基準である。これは

-
- 2 教育プログラムと学位プログラムは日本では厳密に区別して使う必要がある。学位プログラムは言葉通り、授与される学位ごとに分けられたプログラムであり、わが国では学部がそれに該当する。しかし多くの学部では複数のカリキュラムが並行して実施されている実態がある。工学部や理学部では複数の学科に分かれ、学科単位でカリキュラムが異なるのが通常である。そのため学科単位のカリキュラムに沿ったものをここでは教育プログラムとして扱う。
 - 3 このような取組はしばしば **norming** と呼ばれる。ただこの取り組みが一般的に行われているわけではない。大学の特性によって異なっているようである。

「大学を設置するのに必要な最低限の基準」⁴であり、「大学はこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」⁵とされる。そして一度設置認可が下りれば、それに期限はなく、認可後の大学が自主性・自律性をもって教育研究活動を行うことを期待する仕組みとなっている。

その大学設置基準は平成3年7月に大幅な改訂がなされたが、ここでは大きく次の二つが重要である。1) 大学設置基準の大綱化、2) 自己点検・評価の努力義務化である。このうち大学設置基準の大綱化によって、大学に大きな影響を与えた要因を清水（1994）は二つあげている。授業科目区分の廃止と単位制度の大幅な弾力化である。

それまで授業科目は一般教育科目と専門教育科目等を区分して開設することが義務づけられており、卒業に必要な修得単位数も科目区分ごとに定められていた。しかしこれらの規程は廃止され、各大学が自由な科目区分を開設することが可能となった。これが授業科目区分の廃止である。これにより大学で独自の科目区分を開設し特色あるカリキュラムを構築するようになっていった。この影響は大きく、国立大学では教養部が廃止・改組され新たな教養教育実施体制のあり方が模索され続けている。また私学の一部では一般教養科目の修得単位数を大幅に減少させ、専門教育科目等を増やす大学が増加する現象がみられる。

単位制度の大幅な弾力化については、単位計算に柔軟性がもたらされた。それまで授業形態に応じて一律に教室内と教室外の学習時間が規定されていたのが、1単位「標準45時間の学修」は維持しつつも、講義、演習、実験・実習等の学習時間に幅を持たせた。次に授業科目区分への単位数配分規定の全廃がなされた。これは先に示した授業科目区分の廃止に関連して行われたものである。このことにより科目区分ごとの修得単位数の配分は大学の裁量に任せられ、教育目標に対応したカリキュラム構築を可能とした。

このように設置基準の大綱化によりカリキュラム編成の自由度が大幅に増加したが、それは大学自身がその必要性や実効性を説明しなければならないということを意味している。その点を担保したのが、自己点検・評価の努力義務化であった。自己点検・評価がその後義務化され、その間に様々な課題が指摘された。これについてはもっと詳細な議論が必要なたため別稿に譲ることとしたい。

事前規制としての設置基準が大綱化され弾力化したことを受け、大学の教育研究の質を担保するために、事後的に教育研究活動の実態を確認する制度として認証評価制度が平成16年4月から導入された。これは文部科学省から認可された認証評価機関が行う第三者による大学評価であり、大学基準協会や大学改革支援・学位授与機構等がその機関として該当する。この認証評価制度は1) 評価結果を公表することで社会による評価を受け、2)

4 大学設置基準第一条の2

5 大学設置基準第一条の3

評価結果を踏まえて大学自ら改善を図ることを目的にしている⁶。社会に対する説明責任を果たすと同時に高等教育への信頼を獲得すること、そのために学内外で指摘された課題に自ら取り組み改善を行っていくことを狙ったものである。

その認証評価は現在第三サイクルに入っているが、その際、特に重視されているのが「内部質保証システムの構築」という観点である。この内部質保証という用語が日本の政策文書のなかで最初に使われたのは、「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（2008）であると思われる。それまで教育の質保証という用語は使われてきており、設置基準の大綱化をはじめとした高等教育の規制改革における「事前規制から事後チェックへ」という観点に基づき、平成16年度に第三者評価制度である認証評価制度が導入されたという経緯がある。そして認証評価の第一サイクルの途上にあった平成20年に当該答申が出され、大学に期待される取組の一つとして「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する」ことが求められた。設置基準の大綱化により努力義務化された自己点検・評価はその後平成11年に義務化され、平成16年から学校教育法において規定されてきた。つまり自己点検・評価を自ら行い改善を進めていくことが求められていたわけだが、それが十分にはなされていないとの判断のもと、内部質保証システムの構築が強く求められるようになってきたといっていよいであろう。

内部質保証という用語は、特に認証評価の第三サイクルに入ってからよく使われるようになってきた。これは何を意味するのだろうか。林（2018）によれば、国際的にも明確で共有されている定義はないことを指摘しつつも、「内部質保証を、方針や手続きを有する継続的なプロセスとして概念化している」（林、2018）としている。そのため認証評価機関の間では一定の見解が共有されている。

第三サイクルに入る以前に、それまでの認証評価制度の運用において見えてきた課題をまとめ、今後の展開を展望したものとして、「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（2016）が中央教育審議会から出されている。これにより認証評価機関の第三サイクルの大学評価基準が作成された経緯がある。

その中で具体的な改善事項が示されており、その一つに「全学的な改革サイクルを確立するとともに大学教育の質的転換を推進するための評価の在り方」が提案されている。そこでは、各々の認証評価機関における大学評価基準の項目として共通に定めるものとして以下のように記述されている。

学内外からの関係者の参画を得ながら、組織体制の整備、実施方針に基づく定期的な自己点検・評価の実施、自己点検・評価の結果等を改革・改善につなげる仕組みの確

6 認証評価制度の概要については文部科学省の次のウェブページに記載されている。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00002.htm

立状況など、その取組が適切に行われ、有効に機能しているのかどうかなどの観点から評価を行うこと

三つのポリシーが一貫性・整合性あるものとして策定され、入学者選抜、教育の実施及び卒業の各段階における目標が具体化されているかどうか、組織的な議論を重ねた上で策定されているかどうか、実施状況の検証も踏まえて改善されているかなどの観点から評価を行う

(太字部分は筆者による強調)

それまでは評価や改善に関する組織体制や実績およびそれらに関連する学内での組織的研修といったことを各々確認していた。しかしここでは単なる確認を超えて、活動が有効なのか、さらには検証が行われているのかといった観点が強調されるようになっている。そのため、内部質保証システム、つまり大学の質を保証するための学内の規程や手続きに基づいて、自ら継続的に改善する仕組みの構築が求められるようになった。ではそこでの質とは何であろうか。それは自らがたてた目標に向かって活動し、活動結果を検証して課題を抽出し改善を行うことであると言える。そのため内部質保証システムで考える大学の質は、まずは大学の教育目標あるいは3つのポリシー、特に学位授与方針（ディプロマポリシー）を想定することが妥当となる。

さらに質を維持し向上させるための活動に関わる主体を具体的に想定することも必要となる。そこには大学組織の中で活動する主体である教員のみならず職員も含まれる。職員は授業の現場に直接的に関わることがなくても、様々な学生支援や窓口業務において学生と接することとなる。学生の学習環境を良好なものに保ち、学習を促進する環境を保持するために大きな役割を有しているのである。それに加え、学生も含めることが可能である。学生は教育を受ける対象ではあるものの、能動的な学習を求められる側面もあり、学生のかかわり方によっても授業のあり方や内容に関し大きな役割が存在するからである。また学生から得られるフィードバックは教育改善にとって重要な意味を持つ。そのため学生は授業を受ける主体であると同時に改善の主体ともなりうる。

では日々の活動によって課題や改善点が判明した時、それをどのように扱えばよいのであろうか。授業に関しては責任を有する教員が授業改善を進めることとなる。しかし科目群やカリキュラムレベルでの課題となると、組織的な対応が必要となる。この点に内部質保証システム構築の大きな意味が存在する。個人ではなく組織的かつ継続的な改善活動をどのように担保するのかという視点が、ここに含まれていることが重要なのである。

以上を踏まえると内部質保証システムを構築するためには改善活動の階層性を意識することが重要となる。その点を明確に論じているのが、「教育の内部質保証に関するガイド

ライン」である。そのなかで、内部質保証システムの概念モデルが提示されている（図1）。

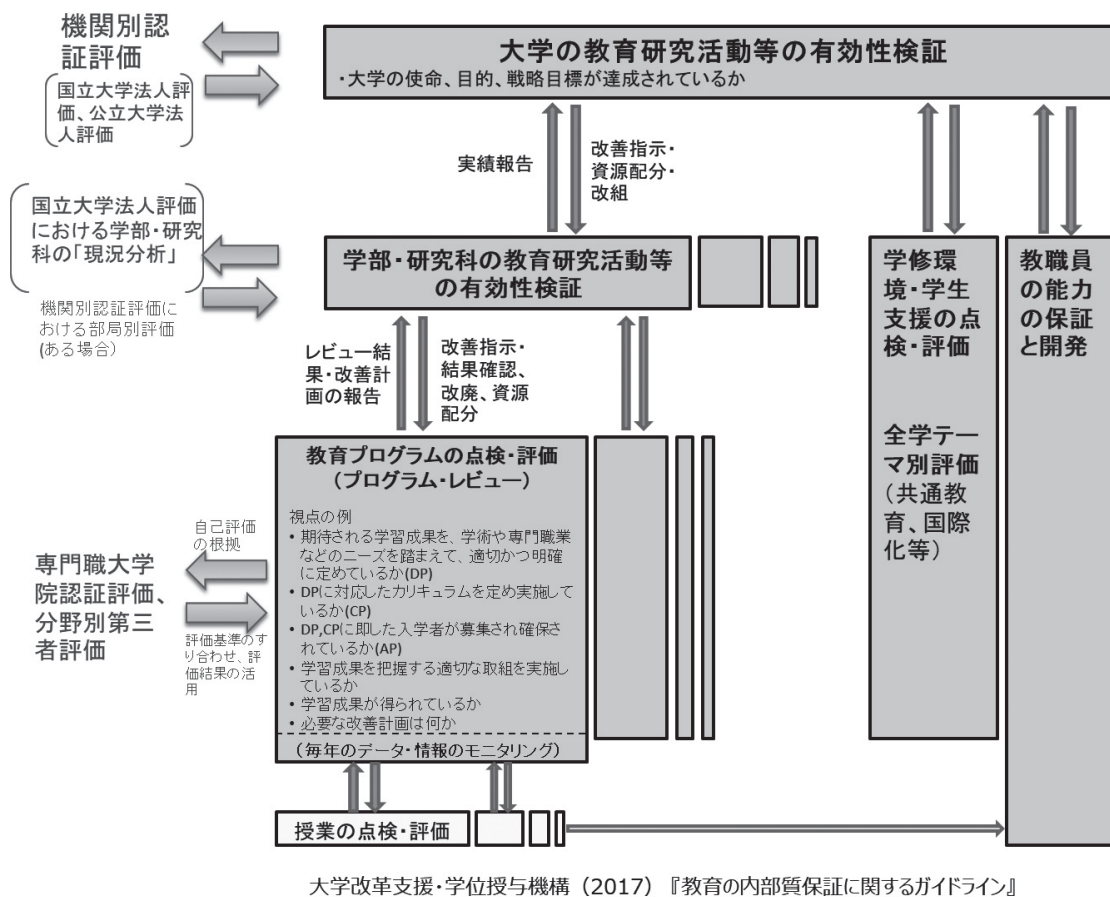


図1 内部質保証システムの概念モデル

出典：大学改革支援・学位授与機構（2017）「教育の内部質保証に関するガイドライン」

図1は国立大学を想定したものとなっているが、私立大学であっても概念構成において全く問題は生じない。この概念モデルでは改善を4階層で示している。一つ目が授業レベルの改善活動である。これは日々の授業を通しての学生からのフィードバックや授業アンケート等を通じて自己点検・評価を行い、教員自らが改善を行うという階層である。二つ目が教育プログラムレベルの自己点検・評価である。これを米国ではプログラム・レビューと呼ぶ。学位授与方針を適切に定めカリキュラムで運用し、適切な学習成果を得られているのかを自ら点検・評価する活動である。三つ目が学部・研究科単位での検証である。これはそれぞれの教育プログラムが有する教育目標あるいは到達目標に対し、実際の結果をもとに検証を行い、必要に応じて改善を図るというものである。最後に全学レベルでの検証である。プログラム・レビューと検証結果を踏まえ、大学のミッションや目標に沿った

活動がなされているのかを全学的に検証し、必要に応じ全学的支援や部局への改善及び支援策を策定し、改善サイクルを動かすというものである。

このように見てくると、内部質保証においてもっとも基礎的な活動となるのが、教育研究活動の現状を示すデータとそのデータに基づく有効性の検証であることが分かる。この点について小湊（2021）は下記のように概観している。

「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」では、「適切な大学のガバナンスを働かせるためには、定期的に大学自らの置かれている客観的な状況について調査研究を行い、学内情報の集約と分析結果に基づき、改善を行うことが必要」と指摘している。そのうえで「客観的なデータや指標を積極的に活用」し、「可能な範囲で定量的な評価に取り組むとともに必要なエビデンスの収集の強化に取り組むことが望まれる」としている。特に大学教育の側面からは「学生が「何を学んだか」ではなく「何を身につけ、何ができるようになったか」という観点を重視して学生の学修成果の把握・評価を行」うことが重要としている。

ここにIR活動の重要性があり、今後の日本におけるIR活動の一つの方向性が示されていると言えよう。そしてそれに関連する活動は少しずつ広がりを見せているものの、危惧される側面もある。この点について小湊（2021）は次のように指摘している。

そのような文脈のなかで日本におけるIRの展開を見た時、これまでの活動が教育を中心とした自己点検・評価や学生を対象としたアセスメントの実施を中心に展開してきていることを踏まえるならば、これまでの機能を中心に展開することが予想される。ただその時、内部質保証はIR活動の中核としたものになるのかというと、そうとも言い切れない。説明責任という文脈からは、学内の諸活動に関する多様なデータを整理し分析して公表することは可能であろう。しかし教育改善という文脈からはIRを中心にそれが促進できるのかというと、必ずしもできるとは言い切れない。何故なら教育改善は部局を主体として行われることが多いからである。そこではIRは教育改善を支援する体制の一要素になると考えるのが妥当であろう。

先に見た内部質保証システムの概念モデルや小湊（2021）には米国におけるプログラム・レビューの実施体制や方法および効果検証の実績を踏まえた知見が盛り込まれている。そこで次節では内部質保証に関する米国の取組と動向を概観し、IRの役割について検討していく。

4. 米国における内部質保証活動

米国における内部質保証に関しては、Institutional Effectiveness（以下IEと略す）という用語が良く使われる。直訳すれば「大学の有効性」となるが、ここでの有効性には教育目標達成にこれまでの大学諸活動がどこまで寄与し有効だったのかという観点と、大学諸活動が地域やステークホルダーにとってどこまで有効だったかという二つの観点がある。そしてこのIEが内部質保証とほぼ同義語で使われている。IEという用語は日本ではあまり聞きなれず、むしろ内部質保証という用語が一般的であるが、近年事例と共に紹介され始めている（小湊・佐藤（2014）、藤原（2015）、浅野（2017）、小湊（2021））。

米国においてIEという用語は少なくとも1980年代には使われていたようであるが、全米に7つある地域別ア kredィテーション団体（Regional Accrediting Organizations）のうちの一つである Southern Association of Colleges and Schools（SACS：現在の Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges、以下、SACSCOC）が1984年に、加盟校に大学としての「有効性（effectiveness）」を実証するよう求めたことが、IEが主要な要素となる最初の出来事であったとされる。それ以降次第に他の6つの地域機関別ア kredィテーション団体に取入れられ、現在ではすべての地域機関別ア kredィテーション団体の評価基準でこの用語や観点が採用されている⁷。

IEの定義に関しては様々な議論が存在するが、ここではIEを最初に定式化した SACSCOC のものを取り上げる。それは次のように説明されている。「IEとは教育機関のあらゆる側面において、ミッションに照らしてパフォーマンスを測定する、体系的、明示的、かつ文書化されたプロセスである」（SACSCOC, 2020）⁸。大学評価という文脈から見れば、この定義は納得のいくものとなろう。なぜなら大学評価機関としてはIEが機能していることを各々の受審大学から明確な説明を受ければ済むからである。そのためミッションを判断基準とし、それにむけてどのように活動してきて、成果が何であるのかを説明してもらえば良いわけである。そういった観点から「体系的、明示的、かつ文書化されたプロセス」と表現されていると理解できる。ただ、このように簡潔に示された基準や

7 米国において、機関別認証評価団体に相当するのが地域別のア kredィテーション団体であり、その地域にある大学や短大等は必ず指定されたア kredィテーション団体で大学評価（ア kredィテーション）を受けることとなっている。各団体の概要は Council for Higher Education Accreditation (CHEA) の次のウェブページを参照のこと。 <https://www.chea.org/regional-accrediting-organizations>

8 SACSCOC では大学評価基準とその内容を解説した “Principles of Accreditation: Foundation for Quality Enhancement.” に加え、その内容の補足説明やア kredィテーションに関わる関係者に向けた指針として “Resource Manual for The Principles of Accreditation: Foundations for Quality Enhancement.” が存在する。ここでの引用は後者の用語集に掲載されていたものを紹介した。実はそれ以前は前者で大学評価基準として明確に IE が位置付けられていたが、2018 年の改訂版では大学評価基準のなかでこの用語は使われていない。ただし、改訂前であれ改定後であれ、IE の定義に変更はないことを申し添えておく。

定義であっても、それにかかわる大学は相当の労力を必要とするのも事実である。

大学によってはIE担当の部署を設置するところもある。そこではIR機能以外にアセスメントや計画立案も含めた組織となっているところが多いようである。ここで計画立案とあるが、これは全学の計画を立案するというよりも、IEの活動を通して出てきた課題をどのように改善していくのかという観点から改善計画を立案するという意味である。先ほどのSACSCOCではenhancement plan（改善計画）としてアクレディテーション受審の際は必ず提出しなければならないため、IEの部署ではIR担当者も含め改善計画を立案することが多い。この点は日本の認証評価と大きく異なる対応となっていることに注意が必要となる。

ではこのIEとIRとはどのような関係性があるのだろうか。これは米国においても議論されているところであるが、米国の大学におけるIEとIRの機能について調査を行ったLeimer（2011）によれば、「IRの共通の核心は、データを提供し、大学の入学目標、計画、評価、プログラム・レビュー、政策形成、意思決定、説明責任と外部への報告を支援する調査・分析を行うことである」とし、「IEのミッション・ステートメントがIRのミッション・ステートメントと異なる場合、最も一般的には、計画、評価、学術・管理プログラムのレビュー、認定活動においてIEが果たす役割が挙げられる。IEの職員はこれらのプロセスの調整や開発、進捗状況の監視、目標や目標の策定や進捗状況の評価において教職員を支援し、研修を提供し、改善を文書化している」と指摘している。もう少し端的に表現するならば、IRは現状把握や判断材料となるデータを収集し提供する機能なのに対し、IEはIRから出されたデータをもとにナラティブな作業（評価書作成といった文書化）を行い学内の課題抽出とその改善策を検討する部署であると言える⁹。なぜIEとIRを分けているのかという点に関しては、教育改善の主体があくまでも教育プログラムに責任を持つ者＝教員だからである。教員に対し改善を要請し実施してもらうためには、大学という組織風土を考慮すると指揮命令系統だけあれば済むというものではない。よく指摘されるように、教員には同僚制的文化を背景とした行動様式があるため、情報の共有と説得が重要となる。IRの担当者でもコンサルテーション的な活動を実行できるものがあるかもしれないが、IR担当者は執行部からは中立的であり、大学のミッションに忠実であるからこそ専門職としてのデータ収集・分析に活動を焦点化し、執行部が代わろうとも活動を継続し支援的機能を発揮できる立ち位置が必要なのではないかと筆者は考える。ただ実際はIR室しかなければそこがIEの役割を担っているとの指摘もある（藤原，2015）。しかし

9 この見解は筆者独自のものではなく、米国におけるIE調査で訪問したヒューストン大学ダウンタウン校（University of Houston-Downtown）の担当者とのインタビューで出てきた見解である。調査内容については小湊・佐藤（2014）を参照のこと。

IE室を有する場合は、図2に示すようにプロボスト・オフィス¹⁰のもとに設置される形態が散見される。ただし、こういった体制をとるかどうかは大学によって判断が分かれ、米国において増加しつつあるものの一般的とまでは言えないことに注意しなければならない。

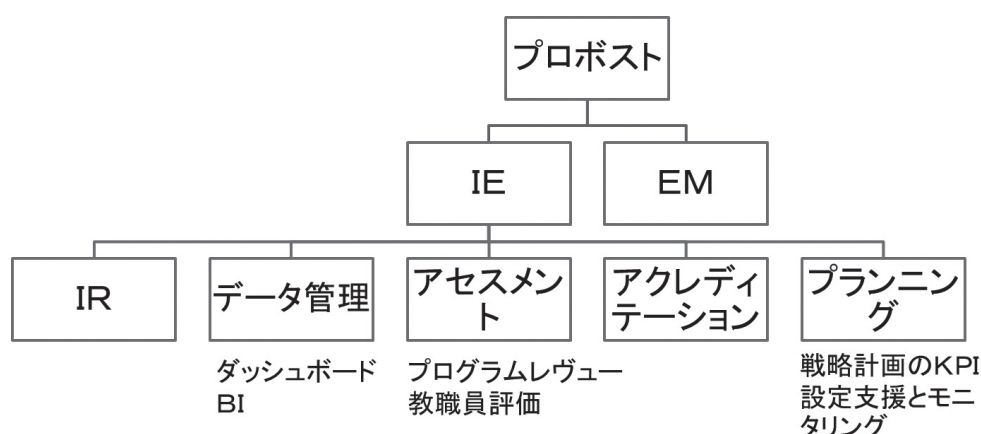


図2 IE体制の概念図

プロボストのもとにIE室を置く場合、アクレディテーションを考慮して、データ収集・管理、アセスメント、プランニングの機能を併せて室を形成するところが多いようである。必要な機能を既存の他部署と連携して発揮するというよりは、既存部署に合った機能のうち必要なものをIE室にまとめ上げた組織と言える。

5. 内部質保証体制における支援機能の必要性

日本の大学においてIE室のような部署があるかどうかは筆者にはわからないが、認証評価結果や自己点検・報告書を見る限りにおいては、内部質保証に関する委員会体制を整える大学が散見され、その中にIR担当者あるいはIR責任者が委員として入っているところが多いようである。組織のあり方はリソースにも依存するため、IEなのかIRなのかといった議論ではなく、内部質保証体制を機能させていくためにどのような支援機能が必要なのかという観点が重要となろう。

認証評価の第三サイクルに入り受審した大学はどれも内部質保証の観点から規程を整理し体制を整え実施のプロセスを明確化しようとしている。しかし体制とプロセスが整ったからといってそれが機能する保証はどこにもない。この点については米国も同様のようである。実際に米国の大学でIR担当者として活動し、アクレディテーションにも参画した藤原（2015）によれば、「アセスメントやIEに問題を抱えていない大学はアメリカでも

10 米国の大学によっては学長のもとにプロボスト（provost：日本では筆頭副学長と訳されることが多い）が置かれており、学内の教育研究活動の実質的な責任者となっている。

多くない。大半の大学で、開始したアセスメントのプロセスを完結させることができずに苦戦をしている。加えて、直接指標を用いた大学の効果測定が強力に求められており、このことがアセスメントの難易度をさらに上げている」と指摘している。

特に内部質保証体制において中核となる活動は、教育プログラムに対するプログラム・レビューとそれを踏まえた改善計画立案・実施である。日本では自己点検・評価は行われているものの、教育目標に沿って教育プログラムの検証を行うというプログラム・レビューが実施されているとはとても言えない状況である。IRはプログラム・レビューに対し、学生のアセスメント、つまり学習成果がどの程度あがっているのかを、教育目標あるいはディプロマポリシーに沿って検証することから始めることが重要だと考える。現在のところ藤原（2015）が指摘するような直接指標はほとんど存在しない。あるとしてもルーブリック評価を地道に積み上げ検証する、あるいは職業に直結した教育プログラムであれば職業資格に関する試験結果を提示することくらいではないだろうか。そういう状況であればまずは間接指標としての学生調査をベースにした検証を行っていくしかないであろう。そしてそれがIRによる支援活動の当面の方向性だと考える。

次に改善活動をデータ提示によって支援するIRの役割に関し、IR担当者がどういったリーダーシップをとればよいのかという課題がある。これに関しIEとIRを分ける必要性を筆者が指摘したところで述べたが、教員の同僚制的組織文化を尊重した行動をどうとっていくのかと言い換えても良いであろう。これに関し興味深い事例が茨城大学である。太田・寫田（2023）によれば、データの活用には「強い活用」と「弱い活用」の二つがあると指摘している。「強い活用」とは科学的根拠と客観的な量的データでもって判断を下す活用であり、「弱い活用」とはデータ（質的なものも含む）は議論や行動の指針を立てるための材料とわりきり、部局の中でデータをどのように使って議論するかについて干渉せず、議論の結果を尊重するという活用である。茨城大学はIRから提示されるデータについて「弱い活用」をしているのである。教員の興味をひき議論をおこすデータの提示自体が困難と思われるかもしれないが、茨城大学で提示しているデータとしてはディプロマポリシーの学生の理解度（1年生～4年生）や卒業生の就職先と成績、GPA分布といったものである。それを教授会に提示し、データが示していることは何か、どのように解釈すればよいのかを教員に尋ねるという手法をとっている。IRの担当者にとっては大きな負担のかかる行動だとは思われるが、教員の組織文化を考慮した際、この「弱い活用」は反発も少なく定着しやすいのではないかと考える。

いずれにせよ組織的かつ継続的な改善の活動とそれをもとに説明責任を果たすためには、人的にも財政的にもコストがかかる。IRの活動も支援的であることが望まれるが、大学によっては改善策の提示を求めるところもあると聞く。しかし大学における改善は先に示したように多層的である。大学執行部の責任で行うこと、部局単位で行うこと、教員単位

で行うことはそれぞれ異なる。適切な役割分担と権限委譲のあり方が内部質保証体制やIRを機能させることに大きな影響を与えるであろうし、これからの日本の高等教育機関はその検討と具現化を避けては通れないであろう。

参考文献

- 浅野茂, 2017, 「米国におけるIR/IEの最新動向と日本への示唆」『京都大学高等教育研究』23 : 97-108.
- 太田寛行・寫田敏行 (編著), 2023, 『現場が動きだす大学教育のマネジメントとは — 茨城大学「教育の質保証」システム構築の物語』, 技術評論社
- 小湊卓夫, 2021, 「日本におけるIRの発展と内部質保証システム構築の課題」『学修成果の可視化と内部質保証：日本型IRの課題』(山田礼子・木村拓也 (編著)), 玉川大学出版部
- 小湊卓夫・佐藤仁, 2014, 「大学評価とInstitutional Effectiveness—IRの役割をめぐって—」
- 清水一彦, 1994, 「大学設置基準の大綱化と大学の変貌」、日本教育行政学会年報 (20) 25-37.
- 大学改革支援・学位授与機構, 2017, 「教育の内部質保証に関するガイドライン」
- 大学評価コンソーシアム米国IR事情勉強会資料 (平成26年12月18日) (http://iir.ibaraki.ac.jp/jcache/documents/2014/ir1218/h26-1218_kominato_sato.pdf, 2023. 04. 21.)
- 中央教育審議会, 2008, 「学士課程教育の構築に向けて (答申)」
- 中央教育審議会, 2016, 「認証評価制度の充実に向けて (審議まとめ)」
- 藤原宏司, 2015, 「IR実務担当者からみたInstitutional Effectiveness～米国大学が社会から求められていること～」『大学評価とIR』3 : 3-10.
- 林隆之, 2018, 「内部質保証システムの概念と要素—先行研究のレビューと「内部質保証に関するガイドライン」の定位」『大学評価・学位研究』19 : 1-22.
- Harvey, L., & Green, D. 1999, Defining quality. *Assessment & Evaluation in Higher Education*, 18 (1) , 9-26.
- Leimer, C., 2011, “The Rise of Institutional effectiveness: IR Competitors, Customer, Collaborator, or Replacement?”, AIR Professional File, 120.
- SACSCOC, 2020, Resource Manual for The Principles of Accreditation: Foundations for Quality Enhancement.

大学の内部質保証体制におけるIRの役割

小湊卓夫

The Role of Institutional Research in the Internal Quality Assurance System of
Universities

Kominato Takuo

ジェンダーロールと神の国

富田茂美

1. はじめに

キリスト教女性神学において、コンプリメンタリアンと平等主義者の見解には依然としてジェンダーロールに関わる考え方に相入れない相違があり、両者間の論議は今日も活発に行われている。コンプリメンタリアンの学者は、男女は平等でありつつも、男性にはリーダーとしての役割があり、女性にはそのリーダーシップをサポートする役割があると主張する。一方、平等主義者は、男女は平等であってその役割は男女の性別によらず、それぞれの賜物に応じて分担されるべきである、と主張する。本論文は、両者にしばしば共通してみられる論拠を再検証することにより、この論議に進展を与えようとするものである。ここで言う共通の論拠とは、墮落前にアダムとエバが演じていた理想的な役割を分析し、今日のキリスト教会における男女の役割の理想としよう、というものである。例えば、コンプリメンタリアンの学者の多くが、1 コリント 11:2-16 や1 テモテ 2:8-15にあるような（アダムとエバが登場する）箇所は、男性のリーダーシップを教えるものであり、現在も全てのキリスト教徒に共通して適用されるものだ¹と教える。しかしながら、その論拠は、アウグスティヌス等が提唱した創造物語の理解が背景となる、特別な聖書の読み方の結果であるのだ¹。

本論文は、そのような論拠に再考を促し、ジェンダーロールは、キリストとその教えに基づいて理解されるべきものであること、そしてそのような理解の下でこそ、男女の役割は益々神の国を拡大させ得るものとなることを述べる。即ち、今日のジェンダーロールは、創造物語やアダムとエバの役割より明快で、より適切な「神の国の倫理」を基に論じられるべきであることを提唱する。

1 アウグスティヌスの神学的フレームワークは、人類は最初に完全なものとして創造され、その後墮落してしまった、と提唱するものである。従って、墮落前の人間が持っていた役割はゴールであって、そこでは神が人間に与えた目的（God-assigned purpose）が最初に表されていたと理解される。この見解では、現在の男女は、アダムとエバ間の関係をモデルとして、そのモデルに従うべきだということになる。

一方、アウグスティヌス以前の時代を生きたエイレナイオス等の神学者は、墮落前の状態を不完全な状態と考えていた。エイレナイオスのフレームワークでは、人間は最初から完成されていたのではなく、時間をかけて成長するように造られたと理解される。従って、墮落前の状態は、神が人間に与えた目的（God-assigned purpose）に向かったスタート地点であって、ゴールではない。この見解によると、現在の男女は、最初のスタートより、ジェンダーロールをより優れた良いものとするべきであり、することができるのである。富田茂美「男女の役割と創造物語：理性（reason）により墮落前の状態を理解することについて」『科学／人間』関東学院大学、2020年3月no. 49、107-121頁。富田茂美「アダムとエバの召命：スタート地点かゴールか」『高等教育研究・開発センター年報』関東学院大学、2023年1月第8号、37-55頁。

本論では、まず、「神のかたち (the image of God)」という点から、キリストが人間の役割の理想的なモデルであることを述べる。次に、キリストの教えは、今日のジェンダーロールのより理解し易くかつ適切なガイドであることを示す。最後に、ジェンダーロールの動的な特徴を、神の国に関連して論ずる。

2. 人間が何者であり、どうあるべきかのモデルとしてのキリスト

聖書は、キリストこそが理想的な人間を表し、彼の教えが今日の私たちを導く指針であるということを明快に述べている。アダムとエバを含めた全ての人間はキリストのかたち (the image of Christ) に造られ、キリストに似て (the likeness of Christ)、キリストのようになるために創造されたのだから、キリストがモデルなのである。

神のかたちというのは、キリスト教の人間観にとって重要な概念であり、人間とは何かについて語るもの、と一般的に理解されている。例えば、Nonna Harrison によれば、神のかたちは「私たちが誰であるかの核心 (core) であり、人間としての私たちを定義するもの」と、キリスト教会は信じてきたのであって、「私たちは何であり、何ができて何をすべきで、何になるために召されているのか」について、異なる多くの点に神のかたちを見出そうと試みて来たのである²。創世記1章26節や27節などの聖書箇所は、神のかたちを持つことが、人間を神のその他のすべての創造物からはっきり区別する、と教えている。

学者たちは、神のかたちが何を意味するか、について様々な理解を提案して来た。LeRon Shultsによれば、その理解は3つのカテゴリーに分けられるという。すなわち、functional、existential、そして eschatological である。最初の functional という見方は、神のかたちの意味は、聖書の直近の文脈において理解されるべきだと主張する。具体的に言うと、アダムが主あるいは王のように支配するという理解に基づいて、神のかたちは「支配 (dominion)」を意味するというのである。また、existential という見解によれば、神のかたちは、文化を超越したものであり、現在の人間の状態にも関わるもの、すなわち「私たちの存在の中核であり基盤」となるものである。従って、神のかたちの本質は「関係性 (relationality)」だと述べる。最後の eschatological という見解は、神のかたちは、終末的なものであると理解する。即ち、神のかたちは、現世界では部分的にのみ認識され、未来においてついに完全されるものだという。Shultsの言葉を用いれば、「神のかたちは、まだ具体化されていないが、神のかたちを持つ最終的な状態に向かって私たちを牽引する、

2 Nonna V. Harrison, *God's Many-Splendored Image: Theological Anthropology for Christian Formation* (Grand Rapids: Baker, 2010), 5. 翻訳は筆者による。以下、用いた英語論文の日本語訳はすべて筆者によるものである。

そういう摂理の傾向 (disposition) として存在するもの」である³。最初の functional という見解は、多くの「聖書学者」によって支持されており、existential の見解は、20世紀のネオ・オーソドックス神学以来、支持を得て来たものである。Eschatological という見解は、東方教会の神学と一致する傾向があるが、西方教会でも次第に受け入れられている。

これら三つの見解の中でも、「新旧両聖書間の調和」という点に主な焦点を当てて聖書を読むためには、三番目の見解が最も適切であるように考えられる。この両聖書の調和という考え方は、伝統的に、キリスト教会史の最初から、熱心に守られてきた。2世紀の東方教会の父祖たちは、キリストの使徒から数えて一代目あるいは二代目の弟子たちであるが、彼らは、続く世代によって維持されることになる重要な神学的原則を発展させた⁴。その中でも、エイレナイオスは、旧約聖書と新約聖書を完全に分けようとするマルシオン教会の傾向に対抗し、両聖書の一致を肯定するために尽力した存在である。エイレナイオスは、「ユダヤ人の聖書とキリスト教の福音や書簡とが、どのように互いに関係しているのか、また、それらはいかに適切に読まれ理解されるべきか」に関して、異端の考えを露呈しようとしたのである⁵。即ち、キリスト教徒は、ユダヤ人とは全く異なる方法で聖書を読むべきであった。つまり、キリスト教徒は、聖書を聖霊に従って読み、「キリストに焦点を当てて」⁶読むことになっていたのである。

これは、「信仰の規範 (rule of faith)」という言葉で表現され、通常、エイレナイオスが、このアイデアを提唱した人物だと考えられている。信仰の規範は、聖書の「根底にある意味」を表し、「聖書を読むときのレンズ」⁷の役割をする。この読み方によれば、旧約聖書における神のかたちは、新約聖書との関係において理解されるのであって、神のかたちと似姿は、キリストのかたちと似姿ということになるのである (コロサイ 1:15)。先に述べたように、Functional という見解は、神のかたちを「支配」と考える。また、existential という見解は、「人間の関係性」として理解する。しかし、eschatological の見解にとって、それらの要素は神のかたちの一部分であって全体ではない。キリストに似ると言うことは支配や関係性以上のものであり、キリストが誰であるかについて全てを含むのである。新旧両聖書は、最初から、神の目的は人間が最終的にキリストのようになることだ、と証している。

3 F. LeRon Shults, *Reforming Theological Anthropology: After the Philosophical Turn to Relationality* (Grand Rapids: Eerdmans, 2003), 217-42. Millard Erickson の場合は、それぞれ functional view, relational view, substantive (または structural) view と呼んでいる。Erickson, *Christian Theology*, 495-517.

4 Peter C. Bouteneff, *Beginnings: Ancient Christian Readings of the Biblical Creation Narratives* (Grand Rapids: Baker, 2008), 55.

5 Ibid., 73.

6 Ibid., 56-57, 73-74. 2 Cor. 3:14.

7 Ibid., 56-57.

エイレナイオスの、「新旧両聖書の調和に基づいて神のかたち⁸を理解する」という方法は、次の点でも適切であると考えられる。即ち、もし、神が誰かのかたちと似姿を人間に与えようと意図するなら、それは常に同じかたちと似姿でなければならない。古代の人間であろうと現代人であろうと、人は同じかたちと似姿を理想として創造されたと考えられる。神の一貫した意図により、神は全ての人間が、受肉したキリストのかたちと似姿を持つべく、それをゴールとして創造したのである。完全な神のかたちと似姿は、神の国においてのみ完全に実現されるにしても、アダムやエバ、そして現代の人間は、皆、同じキリストのかたちと似姿を反映するようデザインされているのである。アダムとエバに意図されたかたちや似姿は、パウロが、新約聖書の中でキリスト者が持つようにと励ましているものと同じものである。創造において、神は、人がキリストにつながり、聖霊の聖めの働きを通して、よりキリストのようになり、そのかたちと似姿を反映するよう意図したのである。

Mary Donovan は、エイレナイオスの人間観の特徴は、当時のグノーシス派の人間観と対比することによって理解できると語る。例えば、ヴァレンティヌス (Valentinus) の弟子のテオドトス (Theodotus) が、人間の本質 (nature) について神学的でない質問をしていると指摘する。

「我々は誰なのか？我々は何になったのか？どこにいたのか？どこに放り出されたのか？どこへ向かって急いでいるのか？何から自由になったのか？」このような質問や洞察は、出発地点として人間が抱えるジレンマを取り上げる。強調点が人間にあり、思考の内容は哲学的である⁹。

しかし、「エイレナイオスは異なっている」と Donovan は述べる：

彼 (エイレナイオス) がこれと離れる点は、人間の状態は神の手の下にあるという確信である。思考の内容は神学的である。彼は人間の意味を説明するとき、かたちや似姿という聖書的な言葉を用いている。彼の前に生きた Philo や同世代の Clement

8 エイレナイオスの「神のかたち (the image of God)」と「神の似姿 (likeness to God)」の理解については、異なる見解がある。ある学者によれば、エイレナイオスは両者を区別し、アダムとエバは神のかたちは維持したものの、似姿は、墮落の後失われたとしている、と考える。他の学者によれば、エイレナイオスは、両者を同様の意味で用いていた、と考えている。Shults, *Reforming Theological Anthropology: After the Philosophical Turn to Relationality*, 221. 筆者は、後者の立場をとるものとする。

9 Mary Ann Donovan, *One Right Reading?: A Guide to Irenaeus* (Collegeville: The Liturgical Press, 1997), 3. 133.

of Alexandriaのように、彼にとって、神の子こそが真の神のかたちであり、人間は神の子のかたちなのである。このことの根底にあるのは、そのかたちが本質 (nature) によるという彼の確信である。エイレナイオス的な図式では人間のかたちは肉体にある。この意味でのかたちは、型 (form) に相当し、型は物質のみに内在する¹⁰。

エイレナイオスの考えでは、神学的人間観は、受肉したキリストが誰であるかに基礎を置き、また答えを得るものであって、単なる人間の本質 (nature)、男の本質、女の本質といった哲学的な問いではない。キリストは、唯一、最良のモデルとして、私たちに人間とはどのような存在になるべきかを、具体的に示した存在なのである。

アダムとエバを含め、一人ひとは、真に神であり、唯一、完全な道徳を有するキリストのかたちと似姿を持ち、反映するように創造されている¹¹。Shultsは、創世記1:26と27は、「人間は神のかたちで「ある」と言っているのではなく、単に、かたちに「似て」(after, according toあるいは、oriented toward it) 造られたと言っている」と語る¹²。アダムやエバではなく、キリストこそが、人間はいかにあるべきか、そして互いにどう関わるべきかのロール・モデルなのである¹³。Wolfhart Pannenbergは、「キリスト教の人間観が理解するように、イエスの中にのみ、神のかたちが完全な明確さを持って表わされた」¹⁴と述べる。イエスは、人間はどうあるべきか、また、人間は、神の恵みを通してどのような存在になるのか、の究極のそして明快なゴールである。

3. 神の国の倫理

キリストは、神が意図した「人間のあり方」や「人間同士の関わり方」を、行動と言葉を用いて教えた。これが神の国の倫理である。今日の男性と女性はキリストをモデルとし、その教えをガイドとして用い、そのようにして神の国とその支配に与ることになっている。

10 Ibid., 133. Donovan は以下を参照している: Irenaeus, Proof of the Apostolic Preaching, 22 及び Irenaeus, "Against Heresies," 2.7.3.

11 新約聖書はキリストが神のかたちだと述べる。(Col. 1:15; 2 Cor. 4:4) . 当論文では、日本聖書協会による新共同訳聖書を用いている。

12 Shults, Reforming Theological Anthropology: After the Philosophical Turn to Relationality, 239. 強調は原文通り。

13 Letty Mandeville Russell, Human Liberation in a Feminist Perspective: A Theology (Philadelphia: Westminster, 1974) , 138-39; Rosemary Radford Ruether, Sexism and God-Talk: Toward a Feminist Theology (Boston: Beacon Press, 1983) , 137-38; Patricia Wilson-Kastner, Faith, Feminism and the Christ (Minneapolis: Fortress Press, 1983) , 56; Anne E. Carr, Transforming Grace: Christian Tradition and Women's Experience (San Francisco: Harper & Row, 1990) , 187.

14 Wolfhart Pannenberg, Systematic Theology, trans. Geoffrey W. Bromiley, vol. 2 (Grand Rapids: Eerdmans, 1991) , 216.

男性としてのキリストは男女両方のモデルであり得る。それは、キリストに「似る」ということは、男性・女性という、キリストらしさを実現するためのキャパシティーによらず、キリストや、他の被造物との関係に関わることだからだ。キリストに似ることの最初のステップは、悔い改めによって神との関係を修復することである。使徒パウロ¹⁵、サマリアの女性¹⁶、また、取税人のザアカイ¹⁷は、悔い改めて神との関係を持つ人生へと変えられた。そしてその後、これらの信仰者は神や神の民との関係の中において成長して行った。キリストは、高価なオイルを彼に注ぎ、そのようにして自分の献身と深い愛を証したベタニヤの女性を褒めた¹⁸。そして、神から知識を得て成長しようと、キリストの言葉に率先して耳を傾けたマリヤを褒めた¹⁹。ポール、リディア、プリセラ、フィベ、テモテは、男であろうと女であろうと、自らの召しに忠実に答え、神と神の民とに仕えた²⁰。彼らは、神についての知識と、神や人々に対する愛において成長するにつれ、徐々にキリストの似姿を表現していった。かれらは祈ったり²¹、犠牲を払っても尚、召命に答えようとする過程で、よりキリストらしくなっていたのである²²。

男性か女性かということは、その人のキリストらしさを決定するものではない。キリストの12弟子は全員男性であった。しかし、彼らは、常に、そして最善にキリストらしさを表していたわけではなかった。彼らは、日々イエスに伴っていたので、誰よりもキリストから教えや訓練を受けていただろう。それにもかかわらず、キリストを裏切ったのは、例えばマリヤやマルタなどではなく、ユダであった²³。ペテロは、イエスが逮捕され十字架に処される時、イエスとの関わりを否定した²⁴。また、残りの弟子たちも、自分の命を守るために身を隠してしまった²⁵。イエスは、その復活の知らせを信じない彼らの「不信仰とかたくなな心」を責めている²⁶。トマスは、復活したイエスを信じないことを心に決め、そしてイエスはトマスに疑う心を変えるよう促した²⁷。彼らは、必ずしも、よりキリストらしくあったからといって選ばれたわけではなく、他の大勢の者と同様、キリストの

15 使徒言行録 9:1-22.

16 ヨハネ 4:5-29.

17 ルカ 19:1-10.

18 マルコ 14:3-9.

19 ルカ 10: 38-42.

20 リディア (使徒言行録 16:14-15) ; プリスカ (ローマ 16: 3-4; 使徒言行録 18:26) ; フェベ (ローマ 16:1-2) ; テモテ (1 コリント 4:17) .

21 使徒言行録 1:14.

22 例えば、ローマ 15:4; 16:6-7; 2 コリント 4-10 である。

23 マルコ 14:10-11; 43-45.

24 マルコ 14: 66-72.

25 ヨハネ 20:19.

26 マルコ 16:14.

27 ヨハネ 20:24-29.

恵みを受けたということであって、その恵みによって悔い改め、信仰において成長し、ついに大切な使徒となったのである。彼らの主のようになっていくためには、男女共に、悔い改めと神からの恵みが必要であった。

男性も女性も同じ人間という部分を共有している。「心理学的にも生物学的にも、男と女は、違うところより似ているところの方が多い」と、Mary Van Leeuwenは述べる²⁸。もし両者に大きな違いを認めたとしても、キリストらしさというのはジェンダーや男性・女性というキャパシティーではなく、イエスや他の被造物とどんな関係を持っているか、による。男性あるいは女性という自らのキャパシティーを通して、他の被造物を愛し、神からの召命に忠実に答えることにより、イエスの性質を表すということである。男性にとっても女性にとっても、イエスがモデルなのである。

謙遜、奉仕する態度、そして犠牲的な愛によって、キリストは真の人間性を示した。イエスは自身を人間と等しいものとするほどに謙遜であった。十字架上で残酷な死を遂げるという父の意志に自ら従った。イエスが示した愛は、犠牲的で無条件であり、他者のベストを図るものであった（ピリピ 2:5-8）。キリストは、弟子の足を洗うことによって奉仕する態度を表し（ヨハネ 13:2-5）、常に仲間の人間に仕えることが神の国の倫理を満足するものであることを教えた（マタイ 20:25-28; マルコ 9:35; 10:42-45）。

使徒たちは、イエスの真の人間性を証し、イエスの教えをキリスト者の生き方のガイドとして用いた。即ち、人間は、尊敬と謙遜な心を持って他者に接し（フィリピ 2:3）互いに従い合い（エフェソ 5:21）、自分を虚しくして他者に仕えること（フィリピ 2:6-8）、そして聖い愛を実践すること（1 コリント 1:1-7）、またキリストのからだを建て上げるために互いに教え合うこと（コロサイ 3:16）を大切にするのである。人間同士が持つべき理想的な態度は、キリストの謙遜や、自己犠牲、そして奉仕しつつ互いに従い合う、というものである（エフェソ 5:21）²⁹。

そして、王であるイエスをモデルにする、ということは、私たちが神の国に参加するということである。例えば、Peter Gentry と Stan Norman は、「（新約聖書における）神の神聖な支配の完全な現れは、人間イエス・キリストにある」と語るが、イエスの登場を前にバプテスマのヨハネが備えたもの、それは「神の国の訪れ」であった（マタイ 3:2）。「その国は近づいている」とイエスも語った（マタイ 4:17; ルカ 10:9）。Gentry と Norman によれば、「イエスが行った奇跡や説教（マタイ 4:23）、罪の赦し、そして復活は、神の主権による支配が、暗い悪い時代に割り込む（in-breaking）ということである」³⁰。即ち、

28 Mary Stewart Van Leeuwen, *My Brother's Keeper: What the Social Sciences Do (and Don't) Tell Us About Masculinity* (Downers Grove: InterVarsity Press, 2002), 54.

29 F. F. Bruce, *The Epistle to the Galatians: A Commentary on the Greek Text* (London: Paternoster Press, 1982), 154.

30 Peter Gentry and Stan Norman, "Kingdom of God," in *Holman Illustrated Bible Dictionary*, ed.

キリスト者は、まず、キリストにつながりキリストをモデルとすることによって、神の義と神の国を求めるのである。イエスは、男性、女性の違いに関係なく、人間は神の国においてどうあるべきか、を体現した。

具体的な方法で、キリストは人々に仲間の人類とどのように関わるべきかを体現し、また、教えた。キリストが実際に示した生き方というのが神の国の倫理である。Glen Stassen と David Gushee は、なぜ、キリスト教倫理は神の国の倫理なのかというと、神が「神の国とはどのようなもので、その特徴は何で、従って、その国に加わり、また加わる準備をする人々はどのように振る舞うべきかを教えた」からだ、と語る。神は、キリスト者に神の意志を行うように命じている。そして、イエスは「神の意志を行い、罪の束縛から自由になる具体的な方法を提供した。言い換えれば、どのようにして神の支配に加わるのか、を弟子たちに教えた」³¹のである。キリストは、当時であれば当然期待されていたようなジェンダーの違いに関する懸念を脇に置き、神の国における人間関係を教えたのである。

更に、神の国の倫理は、単に「創造の業を維持する」という倫理観に優先する。Dietrich Bonhoeffer は、「神の命令は、神が『非常に良い』とした創造の秩序・順序 (order) に見い出されるべきだ」という、創造の順序 (order) を基にした倫理に対して注意を促している。Bonhoeffer は、この理論は「世界の分断、国内の紛争、戦争、階級争い、強者による弱者からの搾取、冷酷な経済の競争」でさえ、全てを擁護してしまう、と主張する。墮落の後、人が神から離れてしまうにつれて「創造と罪とは非常に強く結合してしまい、もはや、人間の目にはそれぞれを分けて見ることができない」のである。従って、キリスト者は「自分たちの価値観を自分たちの全く外側から、キリストから、新しい創造から得る」べきなのである³²。現代の人類が知るべきは、新しい創造であり、アダムとエバの再創造ではないのだ。ジェンダーロールに関するキリスト教倫理は、創造の順序ではなく、キリストの啓示に基礎を置く必要がある。真の人間としてのキリストが誰であるか、そして、どのように仲間の人類を取り扱うべきかについての彼の教えを明らかにする神の国の倫理は、今日のジェンダーロールの基準として、他のどんなものより理解し易く、また適切なものである。

キリストは、人間はどうあるべきか、そして他者とどう関わるべきかという、神の国の倫理を教えた。人間の運命であり到着点は、キリストの示した人間性である：へりくだっ

Charles Draper and Archie England Chad Brand (Nashville: Holman Bible Publishers, 2003), 988.

31 Glen Harold Stassen and David P. Gushee, Kingdom Ethics: Following Jesus in Contemporary Context (Downers Grove: InterVarsity Press, 2003), 31.

32 Dietrich Bonhoeffer, "A Theological Basis for the World Alliance," in Dietrich Bonhoeffer: Witness to Jesus Christ, ed. John de Gruchy (London: Collins Liturgical Publications, 1988), 104-05.

て、互いに相手を自分より優れた者と考え³³、主イエスに対するように仕え³⁴、キリストに対する畏れをもって、互いに従い合う³⁵と、いうことである。キリスト神学に基いたキリスト教人間観は、真の人間として、どう他者と関わるかについての明快なモデルを提供する。イエスが神の国について示したものは、創造の順序に基づいた倫理より、今日のジェンダーロールの基準としてより明らかなで適切なものである。

4. トランスフォームするジェンダーロール

キリストの模範とその教えは、神の国の倫理であり、それは今日のジェンダーロールのガイドまた基準として用いられるべきものである。しかし、神の国の倫理を最善に反映するため、ジェンダーロールは継続的にトランスフォームしていくものと考えられる。なぜなら、人間はキリストらしさを目指して、継続して変えられていくことになっており、その召命も変遷する世界において継続して変化していくからである。キリスト者は神の国を「求める」よう励まされている。従って、与えられた事情の中で、ガイドとしての神の国の倫理をその都度適用しながら、それぞれがいかに自分の役割をベストに果たすか、を祈りつつ追求することは、キリスト者にとって特権であり責任でもある。

人間は、*eschatological*（終末的）であって、神によって与えられた目的はダイナミックであると考えられる。なぜなら、人間が何者であり何者になっていくのかというのは、過去や現在の特定の質に固定されたものではなく、人生の全ての瞬間の可能性に開かれているからである。人間のゴールは、より神のようになることである。これは、*theosis*の理想として表現されるだろう。東方教会は、伝統的にこの*theosis*、即ち神格化（*deification* または *divinization*）の考えを持ち、神と人間との結合（*union*）というものを、神と人間との区別と同程度に強調する。即ち「私たちが神になるために、神が人間になった」という理解である³⁶。これについて Linda Woodhead は、「神のかたちにかたどって創造された人類」は、自分たちが何者か、ということを見つめるのではなく、「自分たちがそれに向かって成長することになっている神のかたちの中に発見する。そして、神聖な存在となることによって人間になる。つまり、（人は）自分たちが既に持っている何かというより、自分たちが知らない、あるいはまだ把握していない何かへと成長するのだ」と説明する³⁷。人間は神の神秘を神と共有しているので、人間の本質（*nature*）を完全に

33 フィリピ 2:3.

34 コロサイ 3:23.

35 エフェソ 5:21.

36 Athanasius, *De Incarnatione*, 54.3, 以下での引用 : Linda Woodhead, "Apophatic Anthropology," in *God And Human Dignity*, ed. R. Kendall Soulen and Linda Woodhead (Grand Rapids: Eerdmans, 2006), 233.)

37 Ibid., 236-37.

理解することはできない、と東方教会は伝統的に教える。Mary Donovanは、エイレナイオスがいかに人間の自由をキリスト教人間観の重要な部分として弁護したか、について述べている。彼女によれば、エイレナイオスにとって「選択の自由」は、神に似ていることの第一義的な意味だったという。神は、人間に良い行いをし、神を信じ、聖霊を受け入れ、より神のような自由を与えたのであり、あるいは、そうしない自由も人間にはあるのだ。Donovanは、「(エイレナイオスによる) この人間の自由への強い肯定は・・・明らかに、生前から決定された本質 (predetermined natures) というグノーシス派の見解の否定である」³⁸と断言する。人間の本質 (human nature) はダイナミックなものであるという考えは、紀元後における早い時期からキリスト教に特徴的な思想であるのだ。

人間は eschatological であるというキリスト教の人間観は、今日、多くの学者により支持されている。例えば、Wolfhart Pannenberg、Jürgen Moltmann、Stanley Grenz、Colin Gunton、Ted Peters、LeRon Shults 及び James Peterson 等である³⁹。Pannenberg は、神のかたちも神の似姿も最初のアダムとエバには完全には形成されていないのであって、神のかたちも似姿も「依然として途上にある」と述べる。神のかたちの「完全な実現」は、人間の「到達点 (destiny)」であり、歴史上キリストにあってのみ完全に現されたものである。そして、人間はトランスフォーメーションによって、キリストのかたちに預かっていくのだ」というのである⁴⁰。Moltmannは、「神の真の似姿は、神が造った人間の歴史の始めにではなく、終わりに見出される」と考えている。人類がキリストのかたちになるために、神の召命に応答しなければならないのである⁴¹。Grenzにとって、神のかたちとは、キリストにアイデンティティーを持つと共に、関係性を伴う、終末的 (eschatological) な人格である。従って、Grenzによれば、「これは、今、既にここにあるが、教会の自己を構成する神聖ないのちに与るのは、究極的には将来である。それで、(神のかたち) はこの世では予期的に (in a proleptic manner) 存在する」⁴²ものである。Colin Gunton は、

38 Donovan, *One Right Reading?: A Guide to Irenaeus*, 134. St. Irenaeus, "Against Heresies," in *The Ante-Nicene Fathers: The Writings of the Fathers Down to A.D. 325*, ed. Alexander Roberts and James Donaldson (Grand Rapids: Eerdmans, 1989), 4.37.2; 4.37.4.

39 Pannenberg, *Systematic Theology*; Jürgen Moltmann, *God in Creation: An Ecological Doctrine of Creation* (London: SCM, 1985); Stanley J. Grenz, *The Social God and the Relational Self: A Trinitarian Theology of the Imago Dei* (Louisville: Westminster John Knox, 2001); Colin E. Gunton, *The Triune Creator: A Historical and Systematic Study* (Grand Rapids: Eerdmans, 1998); Ted Peters, *God, the World's Future: Systematic Theology for a Postmodern Era* (Minneapolis: Augsburg Fortress, 1992); Shults, *Reforming Theological Anthropology: After the Philosophical Turn to Relationality*; James C. Peterson, *Changing Human Nature: Ecology, Ethics, Genes, and God* (Grand Rapids: Eerdmans, 2010).

40 Pannenberg, *Systematic Theology*, 217.

41 Moltmann, *God in Creation: An Ecological Doctrine of Creation*, 225-28.

42 Grenz, *The Social God and the Relational Self*, 322.

John Zizioulas と同意見であり、神のかたちは贖いを通して完成されるので、真の人間性は最終的な神の国においてのみ認められる、と述べている。「創造は完成されるべきプロジェクトなのだから、神のかたちになるということも、また、終わりに向かう動きの中にあり続ける」のであり、言い換えれば、人間とは何者かというのは「終末的な概念 (eschatological concept) である」というのだ⁴³。Ted Peters は、神のかたちは「現実に向かっての召命であり、神聖な引き寄せである」と考える。そこでは、人間は何かになる (becoming) ものであり、ならないことによって罪を犯す。神のかたちは「アダムにあるのではなく、新しいアダムにある」のであり、人としてのイエス・キリストの中に先行して (proleptically) 存在するのだが、「基本的には将来に」実現するものであるという。Peters によれば、「私たちの創造された人間性というのは終末的な人間性である。私たちが何者であるか、というのは、何者になるかによって決定される」⁴⁴のだと述べる。Shults は、人間の本質は「過去ではなく、終末的な将来にあるのであり、私たちをキリストにある神との霊的な結合 (union) へと呼びかけ、また召している到着点」であり、そこで人間は、「三位一体の三位相互の (神聖な) 栄光化」に与るのだという。従って、Shults は、「パウロと新約聖書の著者等はアダムとエバを振り返っているのではなく、前にあるものを見ている」と理解する。そして、人間は将来の時ににおいて神と正式につながる、という希望を、私たちは、今「前兆の与りとして (a proleptic participation)」経験しているのだと語る⁴⁵。Peterson は、神のかたちの完全なものはキリストにおいて認められるので、「私たちがそれぞれどれくらい神のかたちを反映するかは、時間とともに、恵みによって発展する」と述べている。つまり、神のかたちは、個人が許容力、召命、そして関係において成長するにつれて成就するものであり、「この世のある時点で完全になるものではない」のである⁴⁶。

新約聖書は、神のかたちやキリストの似姿の終末的で、動的な性質について語っている。新約聖書では、キリストのかたちは現在の状態として描かれている。信者はキリストの「かたちと同じ姿にあらかじめ定められ」(ローマ 8:29)、「この天から出た者に似て」(1 コリント 15:48-49) いるのである。人間は「神にかたどり造り出された」ように、新しく造られていくのである (エフェソ 4:24)。同時に、キリストのかたちと似姿は将来に向けての継続した変化でもある。即ち、信者は、彼らの造り主の「かたちに似せられてますます新しくされ」ることになっている (コロサイ 3:10)。彼らは将来キリストに会う時、キリストのようになるのであって (1 ヨハネ 3:2)、キリスト者が「完全なおとな」になって「キリストの満ち満ちた身たけにまで」成長するのは、神の意志である (エフェソ 4:13-15)。

43 Gunton, *The Triune Creator: A Historical and Systematic Study*, 209.

44 Peters, *God, the World's Future: Systematic Theology for a Postmodern Era*, 140-50.

45 Shults, *Reforming Theological Anthropology: After the Philosophical Turn to Relationality*, 239-42.

46 Peterson, *Changing Human Nature: Ecology, Ethics, Genes, and God*, 19-20.

神のかたちについて終末的な見解を持つ学者たちは、人間の重要な構成要素として人間のポテンシャルを強調する傾向がある。例えば、Pannenberg は、人間は「世界に向けて開かれている (openness to the world)」と語る。即ち、人間は「その有限性を超越した地平線」を有しており、従って、絶えず新しい経験へと動くことができる。⁴⁷ 人間は有限であり、多くの限界に遭遇する。しかし、それでもキリストが約束したような永遠の神性というポテンシャルを持って造られ、それを有しているのだ。例えば、キリスト者はキリストより大いなることさえ成すかもしれない：「まことに、まことに、あなたがたに告げます。わたしを信じる者は、わたしの行うわざを行い、またそれよりもさらに大きなわざを行います。わたしが父のもとに行くからです」。(ヨハネ14:12) 同様に、神は、個人が望むものを寛大に与えてくれるので、もし、誰かが昨日持っていなかった賜物を持つことになったとしても驚きではないのである (マタイ7:7)。従って、もしある女性が、キリストと全く同じ職や宣教のみならず、更に偉大な職や宣教を有しても驚きではないかもしれない。なぜなら、彼女が、どのようにしたらキリストに在って最善に仕えることができるかを求め続ける時、キリストと聖霊が彼女を通して働くからである。

神のかたちの動的な性質と、各人が持つポテンシャルにより、人間の役割もまた動的なものになると考えられる。神のかたちと似姿はそれぞれの者によってユニークに表現されるものだろう。自分のポテンシャルを最大限発揮することにより、全ての人はキリストのかたちと似姿をそれぞれ異なったかたちで表現すべきである。今日のキリスト者は、イエスが行ったことをその通りに真似するわけではない。誰もがキリストらしさを個人的に様々なやり方で表すのである。Alister McGrath は、私たちには、私たちがキリストのかたちに変えられることを可能にするための賜物として、キリストを与えられていると語る：

ナザレのイエスの生と死とよみがえりとを通して知られ、可能となったものは子孫に受け継がれて来た。それは、真似する (*imitate*) することが要求される何かとしてではなく、権限を与える賜物である。それは本物であって、それを受け取る者に、ナザレのイエスとの出会いによって明らかとなった判断力や改宗のパターンを再生することさえできる⁴⁸。

キリストのかたちと似姿を表現する方法は、病にあって動けない人と、病にある人を看る人とでは異なるであろう。即ち、神のかたちと似姿の表現は、それぞれの者に特有であり、

47 Pannenberg, Systematic Theology, 229; Wolfhart Pannenberg, Anthropology in Theological Perspective, trans. Matthew J. O'Connell (Philadelphia: Westminster Press, 1985), 63.

48 Alister E. McGrath, The Genesis of Doctrine: A Study in the Foundation of Doctrinal Criticism, Bampton Lectures (Grand Rapids: Eerdmans, 1997), 172.

変化することになっている。Woodheadは、キリストのからだの一部である信仰者は、「聖霊にある生 (the life in the Spirit)」を生きっていると述べている。それで彼らは「自分で知り得る以上の何かになるよう開かれている」⁴⁹のである。あるいは、Grenzの言葉を借りれば、人間は、自分の究極の充足感を発見できる適所を、生物学的なフレームワークの中には持っていない。人間は依存する生物だが「その依存は大きすぎて、この有限の世界には満足させることができない」⁵⁰。人間は、神のかたちと似姿に一致することを目指して、継続的に変化するものとして造られた。そのかたちと似姿を独自に表現する中で、その役割は変わっていくのである。それは、その役割を通して、それぞれに与えられた神の計画を最大限に実現し、神の国を広げることに寄与するためである。

神は、キリスト者が、それぞれ独自な方法で自分の役割を成し遂げるよう召している。聖書は、全ての人の益となるよう、異なる種類や量の賜物が神によって与えられている、と教える (1 コリント 12)。そして、賜物は、忠実に使うよう与えられている。神の大きな関心は、その人の賜物の種類や量に関わらず、その人がいかに賜物を用いて忠実に神の召しに応答するか、ということである。神は、創造的に応答するようにと、各人に、男性であること女性であることを含めたキャパシティを与えた。神の栄光を表すような方法で — しかし各人のやり方で — 性という賜物をどう理解し、どう用いるかについての責任も、人々には与えられている。結局、自らに与えられたものについて、それぞれの者が神の前に責任を委ねられている⁵¹。召命に答えるかどうか、どのように、そしてどの程度答えるのかは、その人次第であり、キリスト者は、神の力によって、神からの召命に従いつつキリストらしさを表現するのである。

人間は、変化して行くユニークな世界で生活している。神はキリスト者がユニークな役割を果たすことによって、忠実にそれぞれの状況に対応するよう召している。従って、もし神が、男性あるいは女性を100年前に召した役割とは異なる役割に召すとしても驚きではない。神は80年前まで、宣教師をジャングルに向けて飛行するようにと召すようなことはなかった。たとえ同じ時代であっても、その者の文化に応じて、男性と女性に全く異なることを行うよう望むかもしれない。今日のジェンダーロール論議においては、アダムとエバが、その役割をどのように果たしたかについて熱心に調べようとする傾向がある。しかながら、彼らはただ自らの召命に答えるためにその役割を演じたのみである。ゆえに現代の男女は、神の国の倫理をガイドとして、多様な世界の中で独自の召命に応答しながら

49 Woodhead, "Apophatic Anthropology," 233-46.

50 Stanley J. Grenz, *Theology for the Community of God*. (Grand Rapids: Eerdmans, 2000), 171-72.

51 Elizabeth Stanton, *Address Delivered after the first Woman's Rights Convention*, September, 1848, 以下での引用: Ann D. Gordon, *The Selected Papers of Elizabeth Cady Stanton and Susan B. Anthony*, vol. 1 (New Brunswick: Rutgers University Press, 1997), 107-08.

ら、独自の役割を果たすよう励まされているのではないだろうか。

Moltmannは、「神はそれが単に存在するため、あるいはそれが単に起こるために創造するのではない。もっと深い意味で、神は自由にし、スペースを与え、引き下がることによって『創造する』」⁵²と語る。アダムとエバ同様、キリスト者は、最初に創造された時の状態より更に上にあるものを求めて努めるべきなのである。人は、神の召命、即ち、自分に関する神の意志と目的を追いつけるよう造られている⁵³。Grenzもまた「キリストは、最初の創造の単なる鏡として教会を建てたのではなく、新しい終末的なコミュニティとしてそれを建てた。そこでは、神の新しい創造の原則に従い、三位一体の神の特徴を反映するのだ」⁵⁴と語る。もしそうなら、神の声を聞き、それに従うために自分たちの役割を修正していこうと希求することは、キリスト者の責任であり特権であると言えよう。Petersonが提唱する、神のかたちはキャパシティー、召命、そして関係の分野で成就するという見解も有益である⁵⁵。ある者のキャパシティーとしての弱点や長所は変化するだろう。キャパシティーや状況が変化するにつれて召命も変わるかもしれない。また、神や他の人々との関係も時間と共に成長し得る。従って、神のかたちの成就には、多面性が伴い、その人が常に賢く、また思慮深く、自分の役割を選び、それを果たしていくことが求められると言えよう。

キリストはキリスト者にとって明確なモデルであり、神はキリスト者にとって依然として神秘的な存在である。McGrathは人間と神の見方を新たにしよう、キリスト者を励ます。

私たちは、ナザレのイエスの物語に照らして、私たちの知的視野を変え、神と人間についての従来の理解を考え直すよう招かれている。ナザレのイエスの物語は、概念の境界と知的な視野を新しく引き直すことをかつて強いたし、今も変わらず強いている。私たちが考え直し、神や、人間の本質（nature）や運命のような事柄についての理解を修正していくように求めているのである⁵⁶。

人間と神についての理解が新しくされるにつれて、神の国についての展望もまた継続的に新しくされていくかもしれない。キリスト者が忠実に神と神の支配に与ることによって、

52 Moltmann, *God in Creation: An Ecological Doctrine of Creation*, 88.

53 Orlando E. Costas, "A Wholistic Concept of Church Growth," in *Exploring Church Growth*, ed. William R. Shenk (Grand Rapids: Eerdmans, 1983), 100, 以下での引用: Sharon E. Heaney, *Contextual Theology for Latin America: Liberation Themes in Evangelical Perspective*, Paternoster Theological Monographs (Eugene: Wipf & Stock, 2008), 201.

54 Grenz, *Theology for the Community of God*, 192.

55 Peterson, *Changing Human Nature: Ecology, Ethics, Genes, and God*, 19-20.

56 McGrath, *The Genesis of Doctrine: A Study in the Foundation of Doctrinal Criticism*, 174.

神の国は常に大きく膨らみ、更に豊かに実を結んでいく。神の国の完全な姿は現在の私たちの理解を超えるものであろう。神の言葉、神の民の助言、聖霊、そして思考能力（ability to reason）は、キリスト者がその役割をより適切に判断し決定するためのガイドであり力である。ジェンダーロールは、律法的なルールを作ったり、その者の権利を主張することが問題なのではなく、いかにして、キリストの愛をより真実なやり方で実現するかがテーマなのではないだろうか。

5. 結 論

人間は神のかたちと似姿に創造された。キリストは、人間とは何であるべきか、そして神の国ではどのように互いに関係すべきであるかを教え、行いをもって示した。この神の国の倫理は、創造物語に基づいた倫理より、今日のジェンダーロールにとってより理解し易く、よりふさわしい基準である。人間はそれぞれ、継続的に、神のかたちと似姿に一致していくよう造られている。人間は、自分の役割を変遷させながら、どういう存在になっていくかについての、計り知れないポテンシャルを生まれながらに持っている。人は、キリストのかたちと似姿を、各自にユニークな方法で実現していく中で、その役割はユニークとならざるを得ない：それが男性であれ女性であれ、誰一人として全く同一の役割を果たすことはないのだろう。更に、神はキリスト者を、それぞれユニークな状況において、自らの役割を果たすよう招いている。それらの役割は、ある時は他者と共有されるものであり、ある時はされないものかもしれない。人は、神の栄光を表す召命とは何かを積極的に神に問い、自らの役割を決定する責任がある。神の国を追求しつつ、神の国をこの地上に実現し続けることが、キリスト者には求められている。そして神の国の完全な表れや完全な理解は将来にある。そのように、ジェンダーロールの完全な表れや理解も将来にあるといえるだろう。キリスト者は神の国にふさわしい、理想の役割を常に探求し続ける必要がある。どのようにしたら神の国の倫理を最善に反映できるかを考えながら、ジェンダーロールは、継続的に育まれ向上していくものと考えられる。

参考文献

- Bonhoeffer, Dietrich. "A Theological Basis for the World Alliance." In *Dietrich Bonhoeffer: Witness to Jesus Christ*, edited by John de Gruchy, 98-110. London: Collins Liturgical Publications, 1988.
- Bouteneff, Peter C. *Beginnings: Ancient Christian Readings of the Biblical Creation Narratives*. Grand Rapids: Baker, 2008.
- Bruce, F. F. *The Epistle to the Galatians: A Commentary on the Greek Text*. London, Paternoster Press, 1982.

- Carr, Anne E. *Transforming Grace: Christian Tradition and Women's Experience*. San Francisco: Harper & Row, 1990.
- Donovan, Mary Ann. *One Right Reading?: A Guide to Irenaeus*. Collegeville: The Liturgical Press, 1997.
- Erickson, Millard J. *Christian Theology*. 2nd ed. Grand Rapids: Baker, 1998.
- Gentry, Peter and Stan Norman. "Kingdom of God." In *Holman Illustrated Bible Dictionary*, edited by Charles Draper and Archie England Chad Brand. Nashville: Holman Bible Publishers, 2003.
- Gordon, Ann D. *The Selected Papers of Elizabeth Cady Stanton and Susan B. Anthony*. Vol. 1. New Brunswick: Rutgers University Press, 1997.
- Grenz, Stanley J. *The Social God and the Relational Self: A Trinitarian Theology of the Imago Dei*. Louisville: Westminster John Knox, 2001.
- _____. *Theology for the Community of God*. Grand Rapids: Eerdmans, 2000.
- Gunton, Colin E. *The Triune Creator : A Historical and Systematic Study*. Grand Rapids: Eerdmans, 1998.
- Harrison, Nonna Verna. *God's Many-Splendored Image: Theological Anthropology for Christian Formation*. Grand Rapids: Baker, 2010.
- Heaney, Sharon E. *Contextual Theology for Latin America: Liberation Themes in Evangelical Perspective*, Paternoster Theological Monographs. Eugene: Wipf & Stock, 2008.
- Irenaeus, Saint. "Against Heresies." In *The Ante-Nicene Fathers: The Writings of the Fathers Down to A.D. 325*, edited by Alexander Roberts and James Donaldson. Grand Rapids: Eerdmans, 1989.
- McGrath, Alister E. *The Genesis of Doctrine: A Study in the Foundation of Doctrinal Criticism*, Bampton Lectures. Grand Rapids: Eerdmans, 1997.
- Moltmann, Jürgen. *God in Creation: An Ecological Doctrine of Creation*. London: SCM, 1985.
- Pannenberg, Wolfhart. *Anthropology in Theological Perspective*. Translated by Matthew J. O'Connell. Philadelphia: Westminster Press, 1985.
- _____. *Systematic Theology*. Translated by Geoffrey W. Bromiley. Vol. 2. Grand Rapids: Eerdmans, 1991.
- Peters, Ted. *God, the World's Future: Systematic Theology for a Postmodern Era*. Minneapolis: Augsburg Fortress, 1992.
- Peterson, James C. *Changing Human Nature: Ecology, Ethics, Genes, and God*. Grand

- Rapids: Eerdmans, 2010.
- Ruether, Rosemary Radford. *Sexism and God-Talk: Toward a Feminist Theology*. Boston: Beacon Press, 1983.
- Russell, Letty Mandeville. *Human Liberation in a Feminist Perspective: A Theology*. Philadelphia: Westminster, 1974.
- Shults, F. LeRon. *Reforming Theological Anthropology: After the Philosophical Turn to Relationality*. Grand Rapids: Eerdmans, 2003.
- Stassen, Glen Harold, and David P. Gushee. *Kingdom Ethics: Following Jesus in Contemporary Context*. Downers Grove: InterVarsity Press, 2003.
- 富田茂美「アダムとエバの召命：スタート地点かゴールか」『高等教育研究・開発センター年報』1月第8号 関東学院大学 2023年.
- 富田茂美「男女の役割と創造物語：理性（reason）により墮落前の状態を理解することについて」『科学／人間』3月no. 49 関東学院大学 2020年.
- Van Leeuwen, Mary Stewart. *Gender and Grace: Love, Work and Parenting in a Changing World*. Downers Grove: InterVarsity Press, 1990.
- Wilson-Kastner, Patricia. *Faith, Feminism and the Christ*. Minneapolis: Fortress Press, 1983.
- Woodhead, Linda. "Apophatic Anthropology." In *God and Human Dignity*, edited by R. Kendall Soulen and Linda Woodhead, 233-46. Grand Rapids: Eerdmans, 2006.

ジェンダーロールと神の国

富田茂美

Gender Role and the Kingdom of God

Shigemi Tomita

研究実績報告

Annual Report of Center for Research and Development of Higher Education, Kanto Gakuin University

富田 茂美

職 名 准教授
学 位 博士（神学）

1. 教育活動

(1) 本学における担当授業科目

授業科目名	2023年度方針・計画
キリスト教と現代社会（M）	現代社会に横たわる主な倫理的諸問題について、キリスト教の基本的な人間観、世界観、自然観、倫理観から観察、理解、評価する。また、個人的見解を展開、発展させる。
キリスト教学〔土〕	聖書、特に新約聖書におけるイエスキリストの生き方、教えを学ぶことの中から、現代に生きる我々の行動指針を見つけ出すこと。
キリスト教学〔電・テ〕	聖書、特に新約聖書におけるイエスキリストの生き方、教えを学ぶことの中から、現代に生きる我々の行動指針を見つけ出すこと。
キリスト教学（技術者としての倫理）〔電・テ〕	現代社会に横たわる主な倫理的諸問題の問題性、課題、留意点、解決方法等についてキリスト教の基本的な人間観、世界観、自然観、倫理観から観察、理解、評価する。また、個人的見解を展開、発展させる。
キリスト教学（技術者としての倫理）〔土〕	現代社会に横たわる主な倫理的諸問題の問題性、課題、留意点、解決方法等についてキリスト教の基本的な人間観、世界観、自然観、倫理観から観察、理解、評価する。また、個人的見解を展開、発展させる。
キリスト教学（B）	聖書、特に新約聖書におけるイエスキリストの生き方、教えを学ぶことの中から、現代に生きる我々の行動指針を見つけ出すこと。
自校史と建学の精神〔栄養〕	「KGUキャリアデザイン入門1」の第2回と第3回を担当。
自校史と建学の精神〔人間共生（デザイン）〕	「KGUキャリアデザイン入門1」の第2回と第3回を担当。
キリスト教人間学Ⅰ	第12回キリスト教と自然（自然界と人間の関わりについての様々な考え方）と、題13回キリスト教と環境（科学技術や経済開発の功罪と環境保全）を担当。

(2) その他

授業以外の教育活動等	年月（西暦）	摘要
作成した教科書・教材・参考書		
アーツ英会話クラス 教材	2013年5月－2015年3月	幼児から成人のための英会話教材作成
関東学院小学校 5－6年生聖書科 教材	2014年4月－2015年3月	小学校 5－6年生聖書科用教材作成
関東学院六浦小学校 オリーブキッズ（課外英会話クラス）教材	2014年4月－2014年7月	小学校1、2、5、6年生課外英会話クラス教材作成
関東学院六浦こども園「英語で遊ぼう」クラス 教材	2014年4月－2014年7月	園児英会話クラス教材作成
第4回KGU高等教育セミナー「外国語による教授法セミナー（入門編）」教材、資料	2015年8月－2013年8月	セミナー用資料作成
ACTS Seminars 講義 教材	2013年5月－2013年8月	オンライン授業用教材作成
関東学院小学校 父兄聖書クラス 教材	2014年5月－現在	聖書クラス教材作成

教育方法・教育実践に関する発表、講演等		
第4回KGU高等教育セミナー「外国語による教授法セミナー（入門編）」講師	2015年 8月	外国語による教授方法について学内教師及び職員に解説

その他教育活動上特記すべき事項		
McMaster Divinity College ゲスト講義	2011年－2012年	講義名：Interdisciplinary Seminar, Women in Christian History, 及び Systematic Theology
Wilfrid Laurier University ゲスト講義	2011年3月	講義名：Interdisciplinary Survey on Environmental Issues
Trinity Western University ゲスト講義	2012年9月	講義名：Principles of Biology, 及び Introduction to Biology–Ecology and Biodiversity
アーツ英会話クラス講師	2013年5月－2015年3月	幼児から成人の英会話を指導
関東学院小学校 5－6年生聖書科講師	2014年4月－2015年3月	聖書科を担当
関東学院小学校 チャペル講話	2014年4月－2015年3月	チャペル（月2回程度）と特別礼拝の講和を担当（年4回程度）
関東学院六浦小学校 オリーブキッズ（課外英会話クラス）講師	2014年4月－2014年7月	小学校1、2、5、6年生課外英会話クラス担当
関東学院六浦こども園「英語で遊ぼう」クラス講師	2014年4月－2014年7月	3クラスの園児「英語で遊ぼう」担当

関東学院六浦こども園 チャペル講話	2014年4月－現在	チャペルの講和（随時）
関東学院小学校 父兄聖書クラス講師	2014年5月－現在	聖書クラス担当（月1回）
ACTS Seminars 非常勤講師	2013年5月－8月	講義科目：Women in Christian History

2. 研究活動

研究テーマ	研究概要	2023年度方針・計画
キリスト教教育	関東学院小学校 父母聖書クラス講師（1回／月）	講義内容の充実、参加者との交流を図る。
キリスト教教育・宣教活動	関東学院大学 チャペル講話	春学期、秋学期に3キャンパスにおいてチャペルでの講話を行う。
キリスト教教育	関東学院・大学出版物への執筆	『告知版』、『いんまぬえる』等の出版物への執筆。
キリスト教教育	「シグマ」（関東学院大学生サークル）顧問	月例会参加、活動への随時協力。
キリスト教教育・宣教活動	「かんらん」（関東学院大学生の聖書学習会）顧問	夏季合宿、月例会食事会、聖書の学び
キリスト教教育	Cーランチ：学生と聖書について等語り合う時間	新型コロナウイルスの拡大がない場合再開する。
女性の役割に関する神学	キリスト教の「男女の役割」とその聖書解釈法についての研究を継続する。	ラテン・アメリカ女性の（教会等の）役割について調べる。

2016年度以降に発表した著書・論文等

著書・学術論文等の名称	単著共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌又は発表学会等の名称	編者・著者名（共著の場合のみ）	該当頁
(著書)					
『関東学院聖書科整備への手引き』	共著	2017年10月	関東学院大学出版会	関東学院両小学校・両中学校聖書科整備検討委員会編	pp.52－58, 67－68, 78－79, 88－89
(学術論文)					
「聖書を学ぶ意味：人間として成長すること」	単著	2016年5月 vol.368	『告知版』		pp.2－3
「男女の役割と創造物語—理性（reason）により墮落前の状態を理解することについて—」	単著	2020年3月 no. 49	『科学／人間』		pp.107－121
「創造物語の読み方とジェンダーロール」	単著	2020年1月 no.5	『高等教育研究・開発センター年報』		pp.26－45
「アダムとエバの召命：スタート地点かゴールか」	単著	2023年1月 no.8	『高等教育研究・開発センター年報』		pp.37－54
(研究ノート)					
「心の動く学びの会：効果的な聖書講座法を求めて」	単著	2019年3月 no.17	『キリスト教と文化』		pp.43－49
(書 評)					
来住英俊『キリスト教は役に立つか』	単著	2017年11月 no.3	『高等教育研究・開発センター年報』		pp.31－33
『小さな地球の大きな世界』	単著	2020年12月 no.6	『高等教育研究・開発センター年報』		pp.17－20
(報告レポート)					
「Training of Conflict Transformation Trainers (TCTT) 報告レポート」	単著	2018年12月 no.4	『高等教育研究・開発センター年報』		pp.87－91
(学会発表)					
“Gender Roles and the Use of Reason to Obtain Knowledge of Conditions before the Fall”	単独発表	2017年3月17日	American Academy of Religion, Western Region		
(セミナー共催・発表)					
“Women in Ministry”	共催・共同発表	2017年9月27日	Asia Pacific Baptists Congress		
「いのちを考える —『神のかたち』より」	単独発表	2016年5月16日	キリスト教公開講座		

「キリスト教が現代社会に果たした役割」	単独発表	2017年5月13日	キリスト教公開講座
「宗教改革は女性にとって有益だったか」	単独発表	2017年10月17日	キリスト教公開講座
「神と出会った人：Elizabeth C. Stanton が理解した神と女性」	単独発表	2018年11月9日	キリスト教公開講座
「やさしいキリスト教学」 (キリスト教学内出版物)	単独発表	2022年10月－11月	キリスト教公開講座
『いんまぬえる』	共著	2014年－現在	関東学院
『告知版』	共著	2014年－現在	関東学院大学宗教主事会議
『IMPRESSIONS』	共著	2015年－現在	関東学院大学宗教教育センター

3. 社会活動等

テーマ	概要
地域貢献 ア	ヴァンクーバー ミャンマー バプテスト教会 牧師（ヴァンクーバー、カナダ）（2003－2006, 2012）
大学教会連携 ウ	アメリカンバプテスト インターナショナルミニストリーズ 協力宣教師（2014－現在）
地域貢献・連携 ア	キリスト教公開講座 講師（横浜市関内メディアセンター）（2016－現在）

※テーマ記載にあたって、ア.地域貢献・連携 イ.産官学連携 ウ.大学間連携等に関する事項については、ア.イ.ウの記号をもって省略可

4. 管理運営等

名称等	期間（西暦）
関東学院第三号理事	2014年10月25日－現在
関東学院評議員	2014年5月24日－現在
アメリカンバプテスト協力宣教師	2014年4月1日－現在
関東学院大学宗教主事	2016年4月1日－現在
高等研センター員会議 センター員	2015年4月1日－現在

高等教育研究・開発センター活動報告、記録

Annual Report of Center for Research and Development of Higher Education, Kanto Gakuin University

2022年度 高等教育研究・開発センター事業報告

ー概要ー

高等教育研究・開発センターでは、学生を主体的な学びへ誘うための学修支援強化、教育の質保証、大学ユニバーサル化にともなう学生の学力格差の拡大など教学上の諸課題を、学部の枠を超えた学士課程における全学的課題として分析・対応しています。

主なセンターの活動は、高等教育の課題全般に関する戦略的な観点からの調査・研究および全学的な諸施策の企画・開発、教育内容・教育方法の改善に向けた提案、全学教職員を対象としたセミナーやフォーラムの開催と多岐にわたっています。

センター所属教員、職員を中心に、学外セミナー・フォーラム等に参加し、幅広く情報収集を行っており、センターの企画立案、学部からの調査依頼等に役立てています。

ー活動報告ー

■教育手法・教育内容の改善、セミナー等の実施

学生の声を教育手法・教育内容の改善に活かすために、各学期に「学生による授業改善アンケート」を実施しました。本アンケートは、2017年度よりWebシステムを利用して、実施しています。

新任教職員を対象とした研修として「教育実践力向上セミナー」を全3回、オンラインにて開催いたしました。第1回は「半期の授業を振り返る」をテーマに、グループワーク等を含める形で行いました。第2回は、「ヨコハマFDフォーラム」への参加をもって実施し、他大学との交流を深めました。第3回は「自らの教育活動を振り返り、教育理念と行動を結びつける～TPチャートとティーチングステートメントの作成～」をテーマに行いました。

■横浜市内4大学のFD活動の連携

前述の「ヨコハマFDフォーラム」は、FD活動についての連携協定を締結している神奈川大学教育支援センター、横浜国立大学大学教育総合センター、横浜市立大学との共催にて毎年度実施しています。2022年度（第8回）は、横浜市立大学が主催校となり、「新型コロナ禍の経験から、あらためて学生支援について考える」というテーマでオンラインにて開催しました。

■全学的な教育及び学修支援プログラム

＜全学共通キャリア教育科目＞

全学共通のキャリア教育科目として、「KGUキャリアデザイン入門Ⅰ」「KGUキャリアデザイン入門Ⅱ」「KGUキャリアデザイン基礎Ⅰ」「KGUキャリアデザイン基礎Ⅱ」「KGUキャリアデザイン応用」「KGUインターンシップⅠ（事前指導）」「KGUインターンシップⅡ（実習）」を設置し、キャリア教育科目を体系的に開講しています。

「KGUキャリアデザイン入門Ⅰ」「KGUキャリアデザイン入門Ⅱ」は、科目再編を経て、2022年度から新規開設しました。特に、「KGUキャリアデザイン入門Ⅰ」は入学直後の1年次春学期前半に、全学部において登録必須科目として設置しています。「KGUキャリアデザイン入門Ⅱ」は多くの学部で、登録必須科目として位置づけられています。

＜全学共通地域志向科目＞

学びのフィールドとなる神奈川県についての理解を深めるために、全学共通地域志向科目「KGUかながわ学」を全10科目（分野）、開講しているほか、各学部が開講する地域志向科目の他学部への開放を進めています。

■刊行物の編集・発行

定期刊行物として、年間の活動内容をまとめた年報を刊行しています。

高等教育研究・開発センター員会議開催記録

2022年度

第1回センター員会議

日時：2022年4月14日（木）12時32分～12時59分

場所：第3会議室（1号館3階）

I. 確認事項

1. 2021年度第15回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について
2. 関東学院大学高等教育研究・開発センター規程について
3. 2022年度高等教育研究・開発センター員会議構成員について
4. 2022年度高等教育研究・開発センター事業計画について

II. 報告事項

1. 2022年度「学生による授業改善アンケート」について
2. 2022年度「公開授業」について

III. 協議事項

1. 全学共通科目等における謝礼及び交通費に関する申合せ

IV. その他

なし

第2回センター員会議

日時：2022年5月19日（木）12時31分～12時55分

場所：第2会議室（1号館4階）

I. 確認事項

1. 2022年度第1回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 2022年度全学共通科目の履修者数について
2. 2022年度「学生による授業改善アンケート」の実施について（追認）
3. 2022年度春学期「学生による授業改善アンケート」各学部独自設問について

Ⅲ. 協議事項

1. 2022年度春学期 全学共通科目の公開授業実施について
2. 関東学院大学高等教育研究・開発センター年報第8号の刊行について

Ⅳ. その他

なし

第3回センター員会議

日時：2022年6月20日（月） 9時30分～10時00分

場所：第3会議室（1号館3階）

Ⅰ. 確認事項

1. 2022年度第2回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

Ⅱ. 報告事項

1. 高等教育研究・開発センター所属教員の研究倫理教育・コンプライアンス教育の実施計画について
2. 2022年度「適性診断MATCH plus」の受検について
3. 2021年度秋学期「学生による授業改善アンケート」の実施結果について

Ⅲ. 協議事項

1. 全学共通科目のナンバリング案について

Ⅳ. その他

1. シラバスシステム項目「学位授与方針と各科目の関連」の仕様変更の提案について

第4回センター員会議

日時：2022年7月11日（月） 9時30分～10時23分

場所：第3会議室（1号館3階）

Ⅰ. 確認事項

1. 2022年度第3回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

Ⅱ. 報告事項

1. 2022年度第1回教育実践力向上セミナーの実施について
2. 第8回ヨコハマFDフォーラムの開催について
3. 2022年度春学期公開授業の実施結果について
4. その他

Ⅲ. 協議事項

1. 全学共通科目「KGU データサイエンス」関連科目群の新設について（提案）
2. その他

Ⅳ. その他

なし

第5回センター員会議（ZOOMオンライン開催）

日時：2022年9月21日（水） 9時00分～9時36分

I. 確認事項

1. 2022年度第4回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

Ⅱ. 報告事項

1. 2022年度春学期「学生による授業改善アンケート」の実施結果について＜速報＞
2. 年報第8号の進捗について
3. 2022年度第1回教育実践力向上セミナーの実施報告について
4. 第8回ヨコハマFDフォーラムの開催について
5. 試験期間中における試験監督の代理について
6. その他
 - (1) 学生の試験に関する不適切な行為について
 - (2) 「KGU データサイエンス」関連科目群の新設について

Ⅲ. 協議事項

1. 2023年度全学共通科目のレア・プラン表について
2. 2022年度自己点検・評価について
 - (1) 2022年度自己点検・評価シートについて
 - (2) 学習成果・教育成果の把握及び評価に関する現状確認シート

3. 2022年度開講予定全学共通科目のレア・プラン表について
4. 2023年度高等研所属教員の他学部からの科目担当推薦依頼について
5. 学部提供科目「かながわ学」「地域創生特論」のナンバリングについて
6. シラバスシステム項目「学位授与方針と各科目の関連」の仕様変更の提案について

IV. その他

なし

第6回センター員会議

日時：2022年10月12日（水） 13時00分～13時45分

場所：第3会議室（1号館3階）

I. 確認事項

1. 2022年度第5回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 2022年度秋学期全学共通科目の履修者数について
2. 「適性診断MATCH plus」の2、3年次受検について
3. その他
 - (1) オンライン（オンデマンド）科目の曜日・講時の指定について

III. 協議事項

1. 2023年度高等教育研究・開発センター所属の非常勤講師の新規採用について（「データサイエンス」）
2. 2023年度全学共通科目のレア・プラン表について
3. 2023年度「授業改善アンケート」の実施について
4. その他

IV. その他

なし

第7回センター員会議（メール開催）

日時：2022年10月20日（木）10時00分～22日（土）12時00分

I. 確認事項

1. 2022年度第6回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

Ⅱ. 報告事項

なし

Ⅲ. 協議事項

1. 2023年度予算要求について

Ⅳ. その他

第8回センター員会議

日時：2022年11月2日（水） 14時35分～15時12分

場所：第3会議室（1号館3階）

I. 確認事項

1. 2022年度第7回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

Ⅱ. 報告事項

1. 2022年度春学期「学生による授業改善アンケート」の実施結果について
2. その他

Ⅲ. 協議事項

1. 2023年度事業計画及び2022年度自己点検・評価結果（課題・問題点の確認）について
2. 2023年度高等教育研究・開発センター所属の非常勤講師の新規採用について
（「KGUデータサイエンス概論」、「KGUデータサイエンス演習」、「KGUかながわ学（スポーツ）」）
3. 2023年度全学共通科目のレア・プラン表の変更について
4. 2023年度高等研所属教員の他学部からの科目担当推薦依頼について
5. 2022年度「KGUキャリアデザイン応用」のゲスト講師への謝金について
6. 2023年度以降の「KGUキャリアデザイン応用」の開講について
7. 「全学共通科目等における謝礼及び交通費に関する申合せ」の変更について
8. その他

IV. その他

なし

第9回センター員会議

日時：2022年12月7日（水） 15時11分 ～ 15時54分

場所：中会議室（フォーサイト 10階）

I. 確認事項

1. 2022年度第8回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 研究倫理教育・コンプライアンス教育の実施結果について
2. 2023年度全学共通科目の履修登録方法について
3. その他

III. 協議事項

1. 2023年度高等教育研究・開発センター所属の非常勤講師の新規採用について（KGUキャリアデザイン入門2）
2. 2023年度全学共通科目のレア・プラン表の変更について
3. KGU データサイエンス科目のカリキュラムマップ（チェックリスト型）について
4. 2023年度高等研所属教員の他学部からの科目担当推薦依頼について
5. 2023年度特別履修生（高大連携）及び横浜市内大学間単位互換提供科目について
6. 2023年度版シラバスの公開前第三者チェックの実施について
7. その他

IV. その他

- (1) 2023年度公開授業の実施方法について
- (2) 2023年度以降全学共通科目の期末試験監督の代理について

第10回センター員会議

日時：2023年1月11日（水） 13時09分 ～ 13時40分

場所：第3会議室（1号館3階）

I. 確認事項

1. 2022年度第9回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 第8回ヨコハマFDフォーラムの実施結果について
2. 第3回教育実践力向上セミナーの開催について
3. 2022年度秋学期の公開授業の実施結果について
4. 2023年度全学共通科目の授業実施形式について

III. 協議事項

1. 2023年度高等教育研究・開発センター所属の非常勤講師の新規採用について
(KGUキャリアデザイン入門2、KGUキャリアデザイン基礎1)
2. 2023年度全学共通科目のレア・プランの変更について
3. 第9号年報について
4. 2023年度公開授業の実施方法について

IV. その他

なし

第11回センター員会議（メール審議）

日時：2023年2月1日（水）13時00分 ～ 2月3日（金）13時00分

I. 確認事項

1. 2022年度第10回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 2022年度秋学期「授業改善アンケート」の実施結果について（速報）

III. 協議事項

1. 2023年度全学共通科目のレア・プランの変更について
2. 2023年度高等教育研究・開発センター所属教員の他学部からの科目担当推薦依頼について

IV. その他

なし

第12回センター員会議

日時：2023年3月1日（水） 15時30分～16時03分

場所：第3会議室（1号館3階）

I. 確認事項

1. 2022年度第11回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 全学共通科目シラバスチェック結果について
2. 2023年度予算内示について
3. その他

III. 協議事項

1. 高等教育研究・開発センター所属教員の退職について
2. 2023年度高等教育研究・開発センター所属の非常勤講師の新規採用について
(KGUデータサイエンス演習)
3. 高等教育研究・開発センター 2022年度事業報告について
4. 2022年度高等教育研究・開発センター員の委嘱について
5. 2023年度全学共通科目のレア・プランの変更について
6. 2023年度公開授業の実施方法について
7. その他

IV. その他

なし

第13回センター員会議（ZOOMオンライン開催）

日時：2023年3月23日（木） 14時30分～15時05分

I. 確認事項

1. 2022年度第12回高等教育研究・開発センター員会議議事録の確認について

II. 報告事項

1. 第3回教育実践力向上セミナー（兼・新任教員研修会）実施報告について
2. 第1回教育実践力向上セミナー（兼・新任教員研修会）実施報告（追加）について

Ⅲ. 協議事項

1. 2022年度開講全学共通科目のレア・プラン表の変更について

Ⅳ. その他

1. 高等教育研究・開発センター規程の改正について
2. その他

Ⅳ. その他

なし

教育実践力向上セミナー開催記録

2022年度

第1回

日 時	2022年9月5日（月）10時00分～12時00分
実施方法	オンライン（Zoom）
テ ー マ	「半期の授業を振り返る」
実施内容	関東学院大学での半期の授業について、参加者同士による課題の共有
参加人数	9名

第2回

日 時	2022年12月10日（土）13時00分～16時00分
実施方法	オンライン（Zoom） ヨコハマFDフォーラム（※）への参加をもって、第2回教育実践力向上セミナーへ参加したものとする
テ ー マ	「新型コロナ禍の経験から、あらためて学生支援について考える」
実施内容	【第1部】教職員と学生による実践報告—横浜4大学より— 【第2部】情報及び意見交換会
参加人数	【第1部】90名程度（11名） 【第2部】45名程度（4名） （ ）内は、第2回教育実践力向上セミナーの対象者数のうちの参加者数

※ヨコハマFDフォーラム

FD活動について連携する包括協定を締結している、横浜市内の4大学（神奈川大学、横浜国立大学、横浜市立大学、関東学院大学）にて共催するフォーラム

第3回

日 時	2023年3月6日（月）9時00分～17時00分
実施方法	オンライン（Zoom）
テ ー マ	「自らの教育活動を振り返り・課題を見つける～TPチャートとティーチングステートメントの作成～」
実施内容	TPチャートの作成、ティーチングステートメントの作成作業、意見交換
参加人数	12名

高等教育研究・開発センター 構成員

2022年度

高等教育研究・開発センター

センター長 江頭 幸代（経営学部教授・副学長）
センター次長 江頭 幸代（経営学部教授・教務部長）※兼務
千葉 敏雄（教学支援部長）

センター所属教員 杉原 亨（准教授）
富田 茂美（准教授）

センター員 井田 瑞江（社会学部准教授）
唐沢 龍也（経営学部准教授）
近藤 陽一（理工学部教授）
菅 洋子（栄養学部准教授）
滝口 宣明（教務課担当課長）

事務局（教務課）

課長 川出 道紀
課長補佐 吉田 朋央
職員 加賀谷 朝絵（教学改革支援・教学IR推進担当）
梅村 俊行（教学改革支援・教学IR推進担当）

関東学院大学高等教育研究・開発センター規程

(2012年12月20日制定)

(設置)

第1条 本学の理念及び目的を実現するため、本学に関東学院大学高等教育研究・開発センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、全学的な教育支援体制に係る諸施策の企画及び開発をするとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援することによって、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育に係る調査及び研究に関すること
- (2) 高等教育に係るリファレンスに関すること
- (3) 全学的な教授内容及び教育手法の改善並びにファカルティ・ディベロップメント (FD) に関すること
- (4) 全学的な教育効果の測定及び評価方法に関すること
- (5) 全学的な教育のための企画に関すること
- (6) センター刊行物の編集及び発行に関すること
- (7) その他、センターの目的達成のために必要な事業に関すること

(センター長及びセンター次長)

第4条 センターにセンター長及びセンター次長を置く。

2 センター長は副学長の中から学長が指名した者をもって充て、センター次長は教務部長及び教学支援部長をもって充てる。

3 センター長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。

4 センター次長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(センター員)

第5条 センターにセンター員若干名を置く。

2 センター員は、本学の専任教職員の中からセンター長の推薦により学長が委嘱する。

3 センター員は、第3条に定めるセンターの事業に関する業務に従事する。

4 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会員)

第6条 センターに部会員若干名を置くことができる。

2 部会員は、本学の専任教職員の中からセンター長の推薦によりセンター員会議の議を経て、センター長が委嘱する。

3 部会員は、部会の検討課題及び取り扱う業務に従事する。

4 前条第4項の規定は、部会員について準用する。

(専任教員)

第7条 センターに、専任教員を置くことができる。

2 専任教員の選考については、別に定めるところによる。

(委託研究員)

第8条 センターに、委託研究員を置くことができる。

2 委託研究員の職務、勤務条件、報酬等は、別に定める。

(非常勤講師)

第9条 センターに、非常勤講師を置くことができる。

2 非常勤講師の採用及び選考については、関東学院大学非常勤講師採用規程(平成元年11月16日制定)及び非常勤講師選考基準(昭和57年2月3日制定)による。

3 非常勤講師の給与及び通勤手当は、関東学院大学非常勤講師及びティーチング・アシスタント給与支給規程(昭和63年4月1日制定)により支給する。

(センター員会議)

第10条 センターに、センター員会議を置く。

2 センター員会議は、次の各号の委員で構成する。

- (1) センター長

- (2) センター次長
 - (3) センター員
 - (4) 教務課担当課長のうちセンターの職務を担当する者（以下「教務課高等研担当課長」とする）
 - (5) センターの専任教員（専任教員を置いた場合に限る。）
 - 3 センター員会議は、センター長が招集し、議長となる。
 - 4 センター員会議は、次の事項を協議する。
 - (1) センターの運営に関する基本方針
 - (2) 第3条に定める事業に関する事項
 - (3) センターの予算及び人事に関する事項
 - (4) センター内及び部会間の連絡及び調整に関する事項
 - (5) センターの事業に係る自己点検・評価並びに改善及び改革に関する事項
 - (6) その他、センターの運営上必要な事項
 - 5 センター員会議に議事録を作成するため書記を置き、議長が指名する。
 - 6 議事録は、教務課高等研担当課長が保管する。
 - 7 センター員会議は、議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させることができる。
- (部会)
- 第11条 センターに、第3条に定めるセンターの事業を専門的に検討するため、必要な部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は部会員及び委託研究員（置かれた場合に限る。）とする。
 - 3 部会長は、部会員（センター員である者に限る。）の中からセンター員会議の議を経て、センター長が任命する。
 - 4 部会長は、部会を統括する。
 - 5 部会の設置及び廃止については、センター員会議の議を経て行う。
- (事務の所管)
- 第12条 センターに関する事務の所管は、教務課とする。
- (規程の改廃)
- 第13条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。
- 附 則
- この規程は、2013年7月8日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2014年3月19日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2014年6月13日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2014年7月12日から改正施行する。ただし、第12条第2項第3号の改正規定は、2015年4月1日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程は、2016年4月14日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程は、2019年4月6日に改正し、2019年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程は、2019年12月4日に改正し、2020年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程は、2022年3月2日から改正施行する。

執筆者一覧

小湊 卓夫（九州大学 基幹教育院 准教授）

富田 茂美（関東学院大学 高等教育研究・開発センター 准教授）

関東学院大学高等教育研究・開発センター年報 第9号

発行 2023年7月27日

発行者 関東学院大学高等教育研究・開発センター

〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東 1-50-1

TEL 045-786-7008 FAX 045-786-7039

E-mail kotoken@kanto-gakuin.ac.jp
